

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜地域振興部、南部東部振興、教育委員会＞

開催日時 平成28年3月15日（火） 10:02～15:27

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長  
阪口 保 副委員長  
亀田 忠彦 委員  
山中 益敏 委員  
松本 宗弘 委員  
川田 裕 委員  
井岡 正徳 委員  
西川 均 委員  
中野 雅史 委員  
荻田 義雄 委員  
小泉 米造 委員  
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事  
野村 総務部長  
吉田 教育長  
一松 地域振興部長  
辻本 南部東部振興監

ほか、関係職員

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○田尻委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日、荻田委員はおくれるとの連絡を受けておりますので、よろしく申し上げます。  
それでは、日程に従い、地域振興部、南部東部振興、教育委員会の審査を行います。  
これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、発言をお願いします。

○亀田委員 幾つか質問をさせていただきたいと思います。

機会があるごとに、できるだけ小さなころから奈良県の文化や歴史などに触れてもらって、奈良県への愛着を深めたり、自分の住んでいる地域に誇りを持ったりということは大事だと申し上げているのですけれども、この「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」に新規事業として載っている中で、二、三点それに沿ったような事業かと気になりましたので、数点聞かせていただいて、大体イメージ、中身ができているのか、あるいはその効果がどういうものを見込んで新規事業として上げておられるのかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずは「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の151ページの新規事業で、近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業が上がっています。ここに近畿日本鉄道株式会社と連携して宿泊や日帰りなどの旅行商品をつくってPRしていくと書いてありますけれども、観光などで奈良県を訪れていただくけれども宿泊が伴わない、宿泊してもらうためにはどうしたらいいのか考えることもあります。

一つのアイデアとしては、私もたまにするのですけれども、朝早くから、例えば山の辺の道や、あるいはまだ計画して実行できてないのですけれども、例えば吉野の山など、そういったところを最近よく歩いたりするのです。朝から歩くと景色も違っていい雰囲気なので、宿泊して朝から歩くような企画を入れると、必ず宿泊してもらわないといけないこともあって、宿泊客がふえるのではないかとたまに思います。宿泊客の増加につながり、南部・東部地域振興の部分になると思うのですけれども、そういったところは含まれているのかどうかをまず1点。

それと、155ページに、ふるさとへの愛着心育成事業も新規事業で上がっており、これも大体読めば内容がある程度イメージができるのですけれども、具体的にどういったことを目指しているのか。

もう1点は、113ページの主体的な学びの向上事業で、高校生を対象とした古典セミナーの開催と書いてあります。これも一体どのようなイメージでどのような効果を見越して新規事業として上げておられるのか、3点お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○福野移住・交流推進室長** 委員がご質問の近鉄と連携した魅力発信事業についてお答えいたします。

委員がおっしゃったように、朝の魅力を、夜も含めてアピールすることは非常に重要だと思っています。奥大和地域に訪れて、その魅力を広く県内外の方に知っていただきたいと思っており、その目的に向けて地域のいろいろな特色を生かしたツアー商品を、近畿日本鉄道株式会社と連携して実施していきたいと思っています。

例えば、この春に考えていますのは、高野山から熊野本宮大社に抜ける小辺路を使ったノルディックウォーキングを一緒にやって、世界遺産小辺路を歩いていただこうということ。それから、曾爾高原を訪れ、朝の散策をしていただき、そのときに林業の体験、きこりの体験をやっていただこうと。曾爾森林組合は頑張っておられるので、一緒にやっていきたいと思っています。それから、川上村と組んで水源地の原生林のトレッキングと、奥の大迫ダムのダム湖をカヌーで散策することを今、考えています。

それと、秋は、県の別メニューで、洞川地区で夕方から夜にかけて洞川の縁側を生かしてえんがわ音楽祭を企画しており、そこへの旅行商品を考えています。また、吉野町では金峯山寺と連携して、修験道の修行体験をしたいと考え、これには朝の勤行や、歩いて修行することも含んでいます。女性の方もおられるので、大峰山ではなくて違う山でやりたいと思っています。十津川村は、かけ流しの温泉があり、そことあわせて、去年も行ったのですけれども、夕方から夜にかけてヨガを外ヨガということでしたと思っています。

あわせて、冬は、県の路線バスキャッシュバックキャンペーンもやっていますので、それと連動して近畿日本鉄道の駅から天川、洞川への個人向けの例えばイノシシを食べて温泉の商品、十津川村への温泉の商品も一緒にやっていきたいと。その旅行商品のポスターと、また県でも移住を推進するイメージポスターをつくり、それを近畿日本鉄道沿線の主要駅約150に掲出し、近畿日本鉄道株式会社に協力していただくことを考えています。

**○北村南部東部振興課長** ご質問をいただきましたふるさとへの愛着心育成事業についてお答えします。

ふるさと愛着心育成事業は、来年度新規事業で、奥大和地域の子どもたち、小・中学生が地域の活性化や地域の魅力を発信する取り組みを主体的に実施することにより、地域への郷土愛を深め、次世代のリーダーとして地域で活躍できるような人材を育成し、若者の奥大和地域への定住へとつなげることを目的としています。

事業の内容としては、この奥大和地域において子どもたちの地元への愛着心を育てるた

め、県が市町村や民間団体、地元住民等と協働して、高校生と小・中学生が一緒になって主体的に取り組む地元の魅力を発信するイベントをモデル的に実施したいと考えています。

なお、来年度は吉野町の国栖地域と十津川村の2カ所をモデル地域として事業を実施する予定です。将来的にはこの取り組みが地域に定着するとともに、ほかの市町村、民間団体にも広く実施されるような展開を考えていきたいと思っています。

**○大西学校教育課長** 新規事業の主体的な学びの向上事業についてのご質問でした。

この事業は、高校生がすぐれた古典作品と出会い、著者の考えやそれに対する自分の意見を互いに述べ、傾聴することを通して豊かな人間性を育むことを狙いとしている事業です。高校生が学校の枠を超えて、一堂にセミナーに参加して、古典を題材として議論するものですが、この場合、古典の題材として取り上げるものとしては、国や時代を限定せず、例えば松尾芭蕉の作品であるとか、アリストテレスであるとか、東西の古典を題材として参加者が対話を行うことを考えています。その中で、答えが一つに定まらない問題に対して、深く考え、他者の意見に耳を傾け、理解しながら自分の考えを伝えること、思考力、判断力、表現力を養い、豊かな人間性を育みたいと考えている事業です。以上です。

**○亀田委員** まず、1点目の近畿日本鉄道株式会社と連携した事業ですが、かなり具体的に計画されているので、どちらかといえば安心したというか、ぜひ取り組んでいただいて、どんな効果があったのか、その参加者の感想などもとれるのであればどんどんとっていただいて、また次に反映していただけたらいいと思います。ただ一つ思うのが、その告知の仕方はポスターを約150の駅に掲示してもらうということですが、それ以外で何かあるのかをまず1点お聞きしたいと思います。

**○福野移住・交流推進室長** 告知の方法ですけれども、最近でいいますと、SNSを使い奥大和のフェイスブックページをつくっており、今2,500人ぐらいが「いいね！」ボタンを押してくれているので、一度流すと大体1万から1万5,000ぐらいのリーチで届くようになっています。そちらを使うのが一番いいと思っています。あとはホームページやいろいろな機会があり、県ではほかに旅行雑誌への広報や移住雑誌への広報もやっていますので、タイミングが合えばそちらにも出していきたいと思っています。

**○亀田委員** 告知をできるだけ広くしていただければ、それだけ効果も上がると思いますので、できるだけ近鉄の宣伝に載せていただくことも、もし工夫があればぜひお願いしたいと思います。

次のふるさと愛着心の育成事業で、何か具体的に計画しているものがあればもう少し掘

り下げて教えていただけたらと思うのです。まだこれからということであれば、それはそれでいいのですが、私は、五條新宮道路の川津道路の開通式に行かせていただいたときに、十津川高校や十津川中学校の生徒が発言される機会があって、何を言っておられたかという、新しい道路ができてうれしいけれども、生まれてから今まで旧道をずっと通っていた。この旧道にすごく思い出があるので寂しいという話もして、ただ、これからはこの新しい道路、生活道路を命の道路として使っていく、そんな期待を込めてという挨拶をしていました。

地域の子どもたちはやはり自分の住んでいる地域に非常に愛着心を持っているのだと感じたこともあって、そういうことを植えつけて、高校を卒業して大学、例えば奈良県を離れたとしても、またその田舎へ戻ってきたいという、そんなところにつなげていけるような効果があれば一番いいと思うのです。今の話は余談になりましたけれども、何か計画していれば教えていただきたいと思います。

**○北村南部東部振興課長** 先ほどお答えしましたように、来年度2カ所で予定をしています。そのうち吉野町の国栖地域で、これまで里灯り展というイベントが行われていたのですが、子どもたちがそこでいろいろ展示や出し物などという形で参画していただくと。それに対して吉野高校の高校生なども一緒に入ってやりますが、指導者に来ていただくための謝金や旅費を県で予算化し、いろいろアドバイスをしながら、いいものをつくっていただけると考えています。

十津川村は、まだ内容をこれから詰めていくところですので、詳細はまだこれからという状況です。

**○亀田委員** わかりました。最後に、これは答弁は結構ですけれども、古典セミナーについて、できれば奈良県にゆかりのあるような古典の題材をとりますけど、ご説明を聞いてると、どちらかといえば高校生の学力アップというか、スキルアップの部分のほうが強いと感じましたので、それは日本国を広く考えれば、そういったところも広く含んでのことだと思いますので、できればその中の一つに奈良県に非常にゆかりのある題材を選んでいただいて、またそれを議論していただくとさらに愛着心も深まると。少し事業の趣旨が違うのかもしれないですけども、それが愛着心につながっていけばいいかと思いたいで、またご検討いただけたらと思います。

とりわけ、予算審査特別委員会には南部地域・東部地域は私しかいないので、できるだけこの南部・東部地域の魅力を知ってもらって、それが移住・交流につながって、定住し

ていただく取り組みを、今は新規事業だけお聞きしましたけれども、継続の事業も含めて、ぜひPRして取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

○山中委員 まず初めに、地域振興部の関係で、「平成28年一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の111ページ、就学前教育調査研究事業についてお聞きしたいと思います。この概要書を読みますと、昨年を引き続いて京都大学と連携して、就学前の教育現場における効果的な教育手法の調査研究を目的とした事業内容と説明があります。実はきょう、地元の幼稚園では卒園式が行われています。私も就学前の教育に大変関心を持っており、地元の幼稚園で何か催しがあれば、できるだけ観賞させていただくというか、参加をさせていただく、そんな思いでいました。

その中で、特に生活発表会が行われますと、入園して間もない園児が本当にこの3カ月という短い期間で大きく成長している、そんな姿を目の当たりにします。そういうことから、就学前の子どもたちがいかに短期間で大きく成長していくかがうかがえると思います。

そこで、これまでこの事業について取り組みをされていますが、全体的な展開として、特に今後はどのように力を入れて取り組むのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、先ほど亀田委員からも奥大和の移住、定住について質問がありましたが、私も新規事業に限ってお聞きをさせていただきたいと思います。特に総務省においては平成19年度から過疎地域をはじめとする地域の活性化を図る取り組みとして、都市から地方への移住、交流を促進する、地域の地方の活性化に向けた取り組みが進んでいます。

一方、本県においても南部・東部地域の市町村と協働による移住支援が本格的に稼働したと認識をしていますし、その大きな部分が奥大和定住促進事業や、また奥大和移住・定住連絡協議会の運営事業がこれらに当たるのかと思います。

このような内容が新年度予算に盛り込まれていますが、この奥大和でどのように移住・定住の交流センターを使って進めていかれるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、「平成28年一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の107ページ、生活支援アドバイザー派遣事業についてお聞かせいただきたいと思います。これは公明党としても、国勢調査から世界一多忙と言われているのが、実は日本の教職員の負担と聞いています。そういった教職員の負担を軽減して質の高い教

育を目指していくためにも、チーム学校ということを主張させていただきながら、国会の質問、また提言という形でこれまで取り組みをしてきました。

このような取り組みのいかいもあって、文部科学省から1月25日に学校の組織改革や職員の資質の向上に関する2016年度からの5年間の計画として、次世代の学校、地域創設プランが発表されました。具体的な内容としては、学外の人材を活用して教職員の支援をするチーム学校を推進するための、例えば福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを計画的に配置するという方針が盛り込まれたとお聞きしています。既に県内でもこの事業については取り組んでいただいているとお聞きしていますが、そこで、現在の配置状況と、今後どのように制度の充実を図るのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

同じく教育関係で、もう1点、「平成28年一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の111ページ、学校・地域パートナーシップ事業についてお聞かせいただきたいと思います。この事業は学校だけでは解決のできない子どもの課題を学校、家庭、地域住民の協働による取り組みの中で解決を図ろうという事業だと認識しています。私自身も実は登下校の見守り活動を通して、地域とともに学校を育てていこうと言うと語弊があるかも知れませんが、参画して、子どもたちを見守っていこうと、こんな思いで日々過ごしています。

今年度からこの中に新たに地域未来塾という事業が加わったと見ているわけですが、大変大きな期待をされているのではないかと思います。地域未来塾というのは、経済面も含めた家庭環境の問題などで勉強がおくれがちな児童生徒を中心に、学校の空き教室などを活用して放課後に学習の時間と場所を確保するもので、職員を志す大学生、また教員のOBなどの地域住民がボランティアで教えていただける機関だと思っています。この地域未来塾、特に学習支援の取り組みについてどのようにされるのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますが、「平成28年一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の113ページ、幼稚園運動場芝生化促進事業についてお聞かせいただきたいと思います。実はこの件については昨年度も期待して質問させていただければと思ったのですが、残念ながら、この事業に充てる財源がスポーツ振興くじ、totoを財源としてやるということで、実施されなかったと記憶しています。今年度は一般財源を使ってでも、ぜひともやっていこうという予算の内容かと思っていますが、そこで運動場

の芝生化によって期待される子どもへの効果と今後どのように進めていくのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

**○福井教育振興課長** 就学前の教育について、答弁します。

本県の子どもの規範意識や学習意欲が全国平均より下位であるとの国の調査結果を受けて、地域の教育力を高める観点で有識者による会合、地域教育力サミットを平成23年度に立ち上げたところです。それ以降、例えば教育経済学の観点から、就学前の時期に適切な教育を受けた子どもの教育パフォーマンスは高いとされる知見がアメリカにおいて出ています。また、脳科学の研究からは言語ないし情緒はゼロ歳から2歳、また数字や社会性は2歳からの敏感度が高いといった情報も上げたところです。

これらを受けて、県では平成26年10月に就学前懇話会を開催して、県内の幼稚園、保育所関係者、また京都大学大学院の高見教授、奈良県立医科大学の飯田教授、天理大学の中谷教授らの学識経験者に参加いただき、現在の奈良県内の就学前の教育の状況、また課題について意見交換をさせていただきました。

このような意見を受けて、平成27年度において県と教育分野の連携協定を締結している京都大学との間で調査研究を行うことで高見教授に調査研究をお願いしたところです。具体的には、アメリカの就学前教育の研究成果や、先進的な海外の研究成果、また教育プログラムについての調査を現在実施していただいています。

また、県内の幼稚園や保育所の教育の現状、また課題についても分析・把握するために、現場の園長、また保護者、卒園者等を対象としたアンケートも現在実施しています。来年度はこれらのアンケート調査結果、また海外の知見を活用した奈良県の就学前教育について、特に乳幼児期の心身の発達、また発育を促すための適切な遊び、運動、しつけについて専門的な観点から効果的な手法を検討し、奈良県就学前教育プログラムの策定や、場合によっては就学前モデル事業を実施していきたいと考えています。以上です。

**○福野移住・交流推進室長** 奥大和移住・定住連携協議会と、奥大和移住定住交流センターの取り組みについてお答えします。

協議会については、南部・東部地域を奥大和と呼び、19市町村を一つの地域として地域の認知度の向上と、移住推進施策を協働してやっということ、昨年9月に19市町村長の同意をいただき、奥大和移住・定住連携協議会を設立しました。10月に第1回の総会をして、移住や定住などに関する情報の共有と、課題解決に関する事業を一緒にやっということ。昨年からの県の事業を中心に協議会に移し、協働で実施してきました。来年度、新

たな具体的な取り組みとしては、以前から移住者の取り組みなどを紹介するようなローカル・ライフというパンフレットをつくっており、それを市町村職員を中心につくっていきたく、つくることによって情報も共有できると思っています。

それから、ローカル・ライフジャーナルをつくっており、現在2号まで出しましたが、その2号も市町村職員と一緒につくってきたのですけれども、来年度は市町村の職員を中心につくっていただきたいと、施策の共有などもできたらいいと思っています。

それから、ワンストップ窓口を各市町村、1人ずつ置いていただいています。県の「奈良に暮らす」というホームページを見ていただきますと、全員の顔写真も載っていて、いろいろな制度を紹介しているのですけれども、彼らの協働で会議をして、情報共有することによって、競争意識も生まれ、人材のレベルアップが図れるのではないかと。もっと言えば県外の先進地を視察することによって、さらにレベルアップが図れるのではないかと。今年度も和歌山県に視察に行き、皆さんがかなり影響を受けて、どんどん新しい政策を提案するようになってきてくれています。

あと、移住体験モニターツアーも奥大和移住・定住連携協議会で実施しようと思っており、今年度は、先週に1泊2日で実施し、市町村の方はもちろん一緒に、行く場所行く場所で説明いただいたり、首長も出ていただいたりしたのですけれども、非常に関心の高い方が来られて、平成26年度に参加してくれた8人の方は全て奥大和に移住していただきました。今回も7人来ていただいたので非常に期待しているところですが、市町村職員を中心に企画していただいで実施していければいいと思っています。

それから、奥大和移住定住交流センターは場所をつくらないといけないと、奥大和移住定住交流センターという漢字になるので、通称エンガワという名前をつけて、地方と都会、若者と大人、移住者と地域の人たちという人々や、いろいろな場所と人をつなぐような交流拠点として、平成28年4月中旬に橿原総合庁舎内の旧耳成高校のセミナーハウスを少し改修して開設します。この奥大和移住定住交流センターも主に情報共有と情報交換を行う場所であり、移住を促進するための人材育成、市町村職員や民間の方の研修をするスペースや、コワーキングスペースといたしまして、Wi-Fiやネット環境を整えたり、テレビ会議ができるような施設をつけ、移住者と移住希望者、町の方が交流して、打ち合わせをしたり、仕事ができるような場所にしたいと。移住に関する地域のキーパーソンなどが気軽にどんどん来ていただくことによって、直接移住したい人が移住をした方とふれあえる場所にしていきたくと思っています。もちろんそこには移住コンシェルジュを新たに配

置して、空き家情報も含めたいろいろな移住相談に応えていきたいと思っています。以上です。

○西上生徒指導支援室長 スクールソーシャルワーカーの配置についてのお問い合わせです。

児童生徒の暴力行為やいじめ、不登校など、生徒指導上の諸課題の背景には、児童生徒本人の心の問題、加えて家庭や友人関係、地域など、児童生徒の置かれている環境の問題もあります。そういった問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関と連携した対応が求められています。

県教育委員会としては、学校のそういった組織的な対応の支援をより強化するために、教育的分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけた支援を行うために、国の補助事業を活用してスクールソーシャルワーカーを平成20年度より配置しています。平成27年度は3名の社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして県教育委員会に配置して、うち2名を市町村教育委員会へ、また1名を県立高等学校に派遣しています。

加えて、平成28年度は新規事業として生活支援アドバイザー派遣事業を行う予定です。これは新たに社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者4名を生活支援アドバイザーとして県教育委員会に配置して、学校や市町村教育委員会に派遣し、課題の解決に向けた助言や、児童生徒の支援体制確立に向けたコーディネートを福祉関係機関等と連携して行うことで、児童生徒、またその家庭への支援に努める予定です。また、生活支援アドバイザーにより教員向けの研修会を開催し、児童生徒を多角的に支援するための教員のスキルアップにも取り組む予定です。これらの取り組みを通じて、スクールソーシャルワーカーの有効性を市町村にもより周知していくことで、市町村独自の取り組みの拡大にも結びつけたいと考えています。以上です。

○沼田保健体育課長 公立幼稚園運動場芝生化について、どのような考え方で進めていくのかというお問い合わせです。

県教育委員会では、子どもの体力向上のため外遊びの環境を整えることを目的に、これまで小学校15校、県立学校5校の運動場の芝生化を実施してまいりました。芝生化の効果については、その後の小学校調査において、けがの発生件数が芝生化前に比べて約29%減少しています。外遊びをする児童の数が土の運動場より男女合わせて約5%、女子だけ見ますと約10%の上昇という結果などが明らかになっています。また、平成27年

度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、芝生化校の平均値は全8種目ありますが、そのうち男子が4種目、女子が5種目で全国平均を上回りました。50メートル走は女子が全国平均値を上回り、男子は全国平均と同タイムです。また、立ち幅跳びは男女とも全国平均値を上回るなど、芝生化された運動場が走る力、跳ぶ力といった面で有効であると考えています。

児童生徒の体力向上のためには、人間の発育を20歳を100%とし、その成長ぐあいをグラフ化したスキヤモンの発達・発育曲線があります。このようなことから、県教育委員会では、それをもとに早い時期での取り組みが重要だと考えています。平成27年度の幼児の運動能力等実態調査では、幼児の跳ぶ力に課題が見られました。そのためにも神経系の発達が著しい幼児期を過ごす幼稚園の運動場を芝生化することは、けがの防止、けがを気にすることなく外遊びに親しむ環境を整備し、全ての身体活動の基礎となる走る力、跳ぶ力等の運動能力を高める上で効果的であるとともに、運動の楽しさに触れながら運動習慣を身につけさせたいと考えています。以上です。

**○筒井人権・地域教育課長** 学校・地域パートナーシップ事業の一つのメニューとして実施する地域未来塾についてお答えします。

まず、学校・地域パートナーシップ事業ですが、これは地域とともにある学校づくりを推進するための事業で、学校と家庭と地域が連携、協働しながら子どもたちの豊かな学びを創造し、子どもたちのさまざまな教育課題を解決していこうとする事業です。具体的な取り組みを申し上げますと、学校ごとに学校と保護者、地域の方々が学校の課題やその解決に向けて何をすべきかを話し合ってもらい組織を設けて、その組織を推進母体として各種の取り組みを実施するものです。

地域未来塾はその取り組みの一つで、子どもの貧困対策の一環として実施するもので、委員がお述べのように、地域の人材、地域の大学生、あるいは地域の教員OBなどの方々の力をおかりして、経済的な理由や家庭のさまざまな事情により、家庭での学習が困難で、学習がおくれがちな子どもたちを対象に、学習支援、補充学習等の取り組みを充実させていこうとするものです。この地域未来塾を推進するために平成28年度から新たに事業費予算を提案しているもので、平成28年度はまず小・中学校で80カ所余りで実施したいと考えています。県教育委員会としては、この取り組み成果を積極的に発信して取り組んでいただく学校をますます拡大して、事業の充実を図っていきたいと考えています。また、地域未来塾を実施する学校に対しては、地域未来塾においてパソコンやタブレット端末を

活用した学習支援が可能になるように、国の補正予算を活用して地域未来塾のICT環境整備も促進する予算も提案しています。以上です。

○山中委員 幼稚園の運動場の芝生化の件で、先ほど効果等についてはお聞きしましたが、今後これをどう進めていくか、来年度、小学校とは別に、幼稚園としては2園で進めていただくということですが、今後この幼稚園に関して、進める件数などわかれば教えていただきたいと思います。

○沼田保健体育課長 来年度、またそれ以降の進め方です。

既に来年度に向けては1市1町からぜひ幼稚園の芝生化をしたいとの希望をお聞きしています。県の単独事業として今年度はやらせていただきますが、来年度以降については全ての幼稚園が全て希望する数だけ県がお金を出して実施するものではないと考えています。それぞれの地域でモデルとなる幼稚園を選択して、その効果を検証し、広く県内に市町村独自の芝生化を進めていただけるように支援していきたいと思っています。以上です。

○山中委員 まず最初に、就学前の教育調査の研究に関してですが、私もその幼児教育をインターネット等で調べますと、先ほど答弁にも一部そういう話があったかと思いますが、ノーベル経済学賞の受賞者でもあるシカゴ大学のジェームズ・ヘックマン教授がヒットし、そこでは教授は就学前の子どもに対する教育投資効果に着目をして、就学後の教育の効率性を決めるのは就学前の教育であるという論文を發表されています。そのヘックマン教授の研究を日本に紹介されたのが大阪大学の竹先生と伺っています。

竹先生自身も今後の幼児期の教育を充実させていくためには、幼児教育が非常に大事だと。だからといってやみくもに主張するだけではなく、その投資効果についてデータなどの根拠に基づいた議論を展開していくことが必要不可欠ではないかと結論づけもされています。このことから、この事業については私たちもしっかりと見守っていきたいと思いますし、また幼児教育の無償化に向けた取り組みの第一歩になればと期待をしていますので、あわせて申しておきます。

次に、奥大和移住促進事業で、福野移住・交流室長から答弁をいただきました。先ほど答弁でも紹介がありましたが、ローカル・ライフという雑誌があります。この雑誌を見ると、オーストラリアから天川村へ、また神奈川県から山添村へと定住されている若い方がおられます。情報の発信、また市町村としっかりと連携をして、受け入れ体制の支援をしていただくことが非常に大事だと思いますので、あわせてこの点もお願いします。

地域未来塾の件でご答弁をいただきました。この未来塾は、先ほど答弁でもありました

子どもの貧困対策推進に関する法律の事業の展開の一環でもあると紹介をいただきましたので、私ども公明党としても、この件についてはしっかりと今、国で推進をしている政策でもありますので、一層進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それと、生活支援アドバイザーということで、平成27年度は3名で実施してるということです。平成28年度では4名の生活支援アドバイザーを追加して、答弁ではなかったのですが、しっかりと学校現場に入っていくことでお聞きしております。

ただ、その中で、今後少し不安なのが、こういったスキルを持った方の人材確保が必ずできるのかということだと思います。もちろん市町村の独自の拡大もということですが、やはり市町村においても同じように人材確保ができるのかといった課題があるかだと思います。これから進めていただく中で検討もしていただかないかと思いますが、県としてしっかりと、その人材育成の取り組みをあわせてお願いしたいと思います。

最後になりますけども、先ほど幼稚園運動場芝生化促進事業についてお聞きしました。今回、ぜひともということで1市、また1町から要望があって、それを一般財源でやるとお答えもいただきました。効果についてはまさに走る力、跳ぶ力にしっかりと着目をしながら、この有効性をさらに進めていくということです。

ただ、答弁の中で、残念ながら、希望する園を全て今後やっていくのはなかなかないかもしれないということもありました。もちろんこれはイニシャルコストと、維持管理のコストも重要と認識しています。ですが今回のモデル的な園だけの実施にとどまらず、この効果がもっともっと検証されることがありましたら、やはり県でも主体的に進めていただけるようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○今井委員 先生の労働時間の関係の問題、それに絡んでの部活の問題、学校の先生の教科書の問題、学校給食の地産地消の効果がどうあらわれているのかをお尋ねしたいと思います。地元の巢山古墳の問題、18歳選挙権に伴う学校での投票所の設置の問題、奨学金の未収金が出ていますので、それに絡んでの問題、南和地域の交通の問題を質問させていただきます。

最初に、学校の先生の長時間労働の問題ですけれども、働き方に私は大変こだわっているわけですが、本当に働き方を変えていかなければ、これからの子どもの将来の問題や少子化の問題は解決できないと非常に感じています。

それで、今、奈良県の学校の先生の働いてる状態がどうなのかと、2月1日の奈良教育

新聞に出ていました春闘のアンケート調査の結果を見ました。年々厳しくなる学校の現場、労働安全衛生管理体制の確立は急務という見出しで、その中には1日12時間労働は当たり前、きょうは早いと思って午後8時に学校を出た。どこまでが教師の仕事なのだろうか、長時間労働が蔓延している、このような職場の声が紹介をされています。体がもたないと心配している、感じておられる方は79.4%、これで心の病気になるかもしれないと思っている方が63.9%という深刻な状況が出ていました。また、2015年に奈良県教職員組合女性部のアンケートを見ましたけれども、朝出勤する時間がその前の年の調査と比べて、午前7時半よりも早く出勤している人が大変ふえています。小学校では3倍、中学校では2倍にふえているということです。帰る時間は何時ぐらいかという、午後7時半以降がふえており、小学校と障害児学校は2倍にふえている状況です。

アンケートに答えられた人の中で、前年度妊娠された人が33人おられます。そのうち13人の方が妊娠、出産異常があったと。それから、死産や流産になったという方が6件ありました。妊娠された方の2割が死産、流産という数字が出ており大変驚いたわけですが、子育てやいろいろな支援などを言っていますが、安定した職場というか、収入も勤務自体も守られている職場の中で、本当に子どもを産みたいと思う人が産めないような実態が起きているのは、本当に異常だと感じています。

こうした教員の長時間労働について、県ではどのように受けとめておられるのか、心の病で長期で休んでいる方は今どのくらいいるのかについてお尋ねしたいと思います。

教員の場合はどんなに仕事量があったとしても、なかったとしても、教員調整手当がついていますので、4%が一律に支給されているわけですがけれども、こういう制度が一般の民間企業に許されるような状況でしたら、基本給を抑えて4%低くして、4%ふやして、もう全然残業時間つかないことにいくわけで、こうしたこともどこまでが仕事なのか問題があるのかと思いますが、例えばこの4%という基本給の中で、1日8時間に対してどのくらいになるかという、大体19分12秒相当の割り増し分だということです。

12時間労働は当たり前だとか、3時間は残るのは当たり前だとかというアンケートの結果から見ますと、毎月60時間、80時間の残業をされているのは、これは過労死ラインを超えている現状ではないかと思うわけです。本当にいろいろな施策を出していい教育をしたいと予算もついています、実際にそれに当たる先生たちがこういう状況で、本当にお疲れになっていることについては、私はこのところをやはり改善しないといい教育につながらないのではないかと考えるわけです。国ではこの長時間労働、過労死をなくす

ことで、労働時間の適切な把握のために使用者が講ずるべき措置に関する基準を示しており、使用者はその労働時間をきちんと適切に把握しなければいけないと示されているのですけれども、学校の先生の場合は、この中に入るのか、先生は特別だからこれとは違うということなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○塩見教職員課長** 教員の労働時間の管理についてお答えいたします。

教員を取り巻く労働環境について、平成24年に公表されたOECDの国際教員指導環境調査の結果によると、1週間当たりの仕事にかける時間は、調査対象となった34の国、地域の平均が38.3時間であるところ、日本の教員の勤務時間は最も多く、53.9時間となっており、教員の多忙化が指摘されています。

その特徴は、授業に使った時間は週18時間と、これは参加国平均と同程度ですけれども、放課後のスポーツ活動などの指導にかける時間が週8時間と、参加国平均の2時間より突出して多い状況です。教員の勤務時間については、職務の特殊性や勤務の対応の特殊性から、一般の行政事務に従事する職員と同様な時間的 management が困難な面はありますが、労働基準法は一部の規定を除いて教員にも適用されることから、校長など管理職は教員の労働時間を適正に把握し、管理する責務を有しています。これまで県立学校においては労働安全衛生管理の一環として、時間外従事時間が月80時間以上の教職員の実人数や勤務実態等を点検し、疲労の蓄積が認められる教職員については当該教職員の申し出を受けて医師の面接指導を実施することとされており、県内小・中学校に対しても労働安全衛生管理体制が整備されるよう助言や技術的支援等を行っています。

なお、教員の勤務実態の把握については、OECDが実施した調査のほか、文部科学省においても無作為抽出の方法により実施され、教員の多忙化解消の検討資料として活用されてきました。また、来年度は多忙化解消に向けた具体的な対策を検討していくため、教員の勤務実態を含めた県独自の調査を実施することとしています。以上です。

**○今井委員** 来年調査をしていただくということですが、今は学校の先生はどのように出退勤を把握する仕組みになっているのでしょうか。タイムカードなどは入っているのでしょうか。その点をお聞かせください。

**○塩見教職員課長** タイムカード等はなかったと思います。月80時間以上の勤務を要した人数については、県立学校ではこちらで把握していますが、小・中学校については、勤務の管理は市町村がやっておりますので、市町村で対応しているかと思います。

**○今井委員** この厚生労働省の基準が該当するということでしたら、ここには客観的なデ

一で把握をなさいと示されています。その一つは使用者みずからが現認することで確認、記録をするということと、もう一つはタイムカード、ICカードなど客観的な記録を基礎にして確認するとなっていますので、これから実態を調査されるということですが、どのような形にすれば適正な管理というのか、労働時間を把握する仕組みを、どのようにしたらいいかもあわせて、検討して進めていただきたいと思います。

それから、長時間の労働の中で、授業以外のスポーツなどに携わる、いわゆる部活動のことだと思っておりますけれども、そういう長時間労働が多いと言われていますが、部活動はその先生の仕事、業務との関連ではどう考えられるのか、全部の先生が部活動の顧問という形で、仕事としての配置になっているのか、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

**○塩見教職員課長** 部活動については、学習指導要領が定める教育課程には位置づけられていません。部活動は生徒の任意参加です。ですので、部活動の顧問という仕事はあくまでも追加的なものだと考えています。以上です。

**○今井委員** 学校によってもいろいろだと思いますけれども、本当は部活動の顧問を受けたくないと思っても、周りの先生が皆さん受けて当たり前のように受けてざるを得ないことも恐らくあるかと思えます。そのあたり、本当に希望される先生が受ける、受けないという選択ができるような対策をとるべきではないかと思っております。先ほど山中委員からもお話がありましたが、もっと校外の人材の活用ですか、地域のスポーツクラブも奈良県で60カ所ほどにふえたと言われておりますので、そういう地域との関連もあわせて、部活動のあり方も考えていただきたいと思います。部活動の問題で何か考えておられることがありましたらお尋ねしたいと思います。

**○沼田保健体育課長** 運動部活動についてです。平成20年に改訂された学習指導要領においては、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であると明記されています。スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであると。また、地域や学校の実態に応じて地域の人々の協力、社会的施設や社会教育関係団体等といった各種団体との連携などの、運営上の工夫を図りなさいと明記されています。

県教育委員会としては、外部指導者の派遣等を先生方の業務軽減のためや、専門的な指導者がいない学校等に実施しています。これは平成26年度の実績ですが、中学校39校、39部、高等学校14校、15部、希望のあった市町村または県立学校全てに派遣しまし

た。本年度は、運動部活動指導の工夫改善支援事業として、子どものメンタル面、コンディショニング、栄養といった観点から指導者に対して適切な運動部活動指導ができるように指導者の指導力向上に努める事業をやっていきます。以上です。

○今井委員 今でもそのように進めているということですので、ぜひ先生方の負担の軽減をさせるためにもしていただきたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスを考える上で、先日おもしろい資料と出会う機会がありました。厚生労働省の21世紀の成年者縦断調査というもので、夫の家事、育児と第2子誕生の相関関係という表があります。その調査は8年間に2人目の子どもが生まれたかどうかという調査ですけれども、夫の家事、育児の時間がないところでは、2人目ができたのが9.9%、1割なのです。6時間以上応援があるところでは、67.4%で第2子が誕生しているということですので、やはりワーク・ライフ・バランスがとれるような先生の働き方を奈良県でぜひ実現していただきたいと思っていますので、よろしくお祈いします。

それから、びっくりしたことがあるのですが、アンケートを見ていましたら、書写の教科書が、教科書会社が変わったという方ですけれども、先生の教える教科書は前のままで、子どもたちだけがその新しい教科書を使っていると出てきました。学校は先生も生徒も同じ教科書で教えるのは、最低限の原則だと思っていたのですけれども、こんなことがあるのかと、私もいろいろ知り合いの先生に聞きましたら、いや、保健体育も余り使わないから、昔のぼろぼろのを使っているという話も出てきたりしています。実際その子どもに教えている教科書と先生が使う教科書がきちんと整合性があるのかどうかを、ぜひ県でも調査していただいて、予算が足りないのなら予算もつけて、基本中の基本ですので、何とかしていただきたいと思うのです。

○吉田教育長 教科書が変わったときに教員の教科書は古いままであるというのは考えられないのですけれども、ただ古い教科書にいろいろなことを書き込んで、あえて使っている先生もおられることは事実です。基本的には教科書は変われば先生も新しい教科書で教えるとなっているはずですので、きちんと調査はさせていただきます。

○今井委員 よろしくお祈いします。その先生は、生徒と同じでないから使いにくいと言っていたので、あえて自分でいろいろなものを書き込んで使い勝手がいいから使うというわけではなさそうですので、よろしくお祈いします。

それから、学校給食の地産地消、これは農林部の予算になりますけれども、今年度、小学校で10円ですか、中学校で20円、月に1回地場のものを使った給食をつくれれば補助

が出るというのがあり、3,500万円ほど予算を組まれていたのが、来年度はその予算がどこを見てもないのです。月に1回、私の地元で調べていましたら、奈良の日という給食の日があり、柿の葉ずしを出してもらったり、孫たちに聞いたら大和ののっぺを食べたなど、いろいろ言って、とても楽しみにしていた給食だったように思います。これについて教育委員会では、この地産地消の学校給食をどのように思っておられるのかお尋ねしたいと思います。

**○沼田保健体育課長** 学校給食における地産地消に関するお問い合わせだと思いますが、県産食材を学校給食に活用することや、食に関する指導に取り入れることは、子どもたちの地域理解を促し、生産者への感謝の気持ちを育む内容となることから、大変重要であると認識し、各種研修会等を通して県内産食材の活用について啓発はしています。

現在、全ての公立学校において、主に県産米のコシヒカリが使用されています。米以外の県産物利用は調理側の求める規格、品質、価格等との兼ね合いから、米に比べて地産地消率が低くなっています。この率は文部科学省は目標値として30%を言っていますが、平成26年度調査では22.4%と、国が言う30%に届いていない状況にあります。今年度は農林部が委員がお述べの事業をやることによって、各学校、県産材を取り入れるチャンスが多くありました。来年度に向けては、現在、農林部マーケティング課と連携して、学校給食における地場産物活用促進事業プロジェクトチームを立ち上げて、県内の小学校の学校給食における地産地消を進めるための検討を新たに行っています。以上です。

**○今井委員** いろいろ検討していただくということでありがたいのですけれども、やはり実際にお金が出るか出ないかでその実効性が違うと思いますので、またこれは農林部の部局別審査のときにもお話したいと思いますけれども、ぜひ存続をしていただきたいという意見を述べておきたいと思います。

それから、教育の関係でいいますと、民間債権回収事業の未収金回収で、高校・大学の奨学金の返還未収金債権が来年度648万円の予算がついていますけれども、この債権、どのくらいの件数で、幾らぐらいの金額、一番大きな債権額は幾らぐらいなのかをお伺いしたいと思います。

**○香河学校支援課長** 奨学金の民間委託についてです。

県教育委員会の所管している奨学金は、現在、貸与を実施している高等学校等奨学金のほか、既に貸与を終了している生徒に対して、地域改善対策奨学金、全日制課程等修学奨励金、定時制課程修学奨励金の4制度があります。これらの未収金ですが、平成26年度

の決算額では総計で15億4,000万円となっています。返還率は、全体で71.6%となっています。未収金の回収に当たっては、返還相談会や訪問督促、または休日督促の拡充を初め、現行制度の奨学金の月賦返済者に限り実施していた口座振替についても半年賦の返済者に拡充するなど、取り組みを進めています。

また、未納者が居所不明であったり遠隔地に居住しているなど、職員では対応し切れない場合がありますので、これらの未収金について、外部の債権回収業者へ委託をして、民間のノウハウやネットワークを生かし、債権の回収を行っているところです。平成26年度については、回収困難な奨学金の債権321件、約1億1,200万円の回収を依頼しました。104件、730万円の回収が図られたところです。平成28年度についても、未収金回収委託事業費として648万円を計上しました。約1億5,000万の債権の回収を委託する予定にしています。

また、債権の額ですが、現行制度におきますと、実際の貸与額についてですけれども、県立高等学校に自宅から通っている方については、月1万8,000円、また、私立学校には3万円という規定があります。また、貸与の年数については、それぞれ在学期間ですので、高等学校であれば3年間、高等専門学校では5年間の貸与期間があります。例えば県立高等学校であれば1万8,000円掛ける12月の3年で、64万8,000円が1人当たりの貸与額になります。また、例えば私立学校に自宅外から通われている場合ですと3万5,000円が単価になりますので、これで例えば在学期間が一番長い高等専門学校に通っている場合ですと5年間になりますので、210万円の貸与額になっています。以上です。

○今井委員 奨学金の問題は、今非常に教育費が高いことで問題になっており、貸与ではなくて給付制の奨学金をという声が非常に大きくなっています。平成28年度の予算を全国に聞きましたところ、長野県や沖縄県などの4県ほどで給付制の奨学金を年間60万円を給付すると。それは県外に出て勉強する大学生が県内に戻ってきて働いてくれることを条件にして、そういう制度を導入したと聞いているのですけれども、やはり奈良県でも県外に行っていっしょの学生がたくさんおられます。近所のお母さんと話してましたら、向こうの大学に行き企業を立ち上げ、つくってしまっているのが帰ってこないという話も聞いたりしているのですけれども、せっかく奈良県で勉強した若い人たちがそのノウハウ、いろいろなものを生かして県内に戻ってきて働いてもらえることを、奨学金という制度なども活用してできたらいいと思っています。

回収については、それぞれの生活などがある中で、追い立てられるような状況の無理な回収を絶対してはいけないと思っており、貸したものですから返してもらうのは当然のことですけれども、その辺はきちんとした形でやっていただきたいと思っていますので、意見を申し上げたいと思います。

それから、夏の参議院議員選挙から18歳の選挙権が施行されることとなります。高校生が投票できるようになるわけですけれども、熊本県では、県内の市町村選挙管理委員会へ高校での投票所の設置を呼びかけ、大津町の選挙管理委員会がそれに応じた。期日前投票の期間中の1日を選んで、その2つの学校に投票所を1日ずつ開設して、この町の選挙管理委員会が職員を派遣する。それから、そこに住んでいる生徒だけではなくて、周辺の住民も投票できるようにする対応をしたということです。

昨年、高校生議会がありましたときに、議員と高校生の意見交換会があり、その際に、高校生ですので、模擬テストがあったり、いろいろなスポーツの試合があったり、なかなか投票に行けないと。だから、学校に投票所をつくってほしいという生徒の声なども出ていました。先生にもお尋ねしたら、そうしてもらえれば助かるという意見などもありました。県選挙管理委員会が出前講座をされているのを、私も高田商業高等学校が近かったので傍聴させていただいたのですけれども、なぜその選挙に行くのが必要かを非常にわかりやすく県選挙管理委員会の方がお話をされていました。また、実際の投票所の設定も行い、投票箱も置いて、市長を選ぶという模擬投票で、AさんとBさんはこういう政策でというシミュレーションをして、その後、実際に高校生たちが投票することもやっていたけれども、奈良県で初めての新制度の下での選挙になりますので、こうした若い人たちの投票率を引き上げるためにも、学校に投票所を設けていただきたいと思っているのですが、この点について、お考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○石井市町村振興課長 県の選挙管理委員会を所管していますので、お答えをさせていただきます。

委員がお述べのとおり、公職選挙法が改正され、この夏の参議院議員通常選挙から選挙年齢が満18歳に引き下げられることが見込まれています。この場合、高校3年生のうち、選挙の日までに誕生日を迎える生徒については投票できるようになります。

一方、投票日当日に用事があって投票できない人は期日前投票を行うことができますが、この期日前投票所については各市町村選挙管理委員会が設置することとなっています。県選挙管理委員会では、市町村がこれまでに設置されている期日前投票所に加えて、さらに

有権者が投票しやすいようショッピングセンターや、駅前など、利便性の高い場所に期日前投票所を設置することを市町村選挙管理委員会に呼びかけています。各市町村選挙管理委員会においては、これらの趣旨や、また選挙年齢が引き下がるという新たな状況も踏まえながら、メリット、またデメリット等をしんしゃくして適切に判断をされることを期待しています。

なお、県選挙管理委員会では、今井委員にもご紹介いただきましたけれども、若い世代の有権者としての自覚を高めていくための取り組みとして、今年度、県教育委員会や学校、また市町村選挙管理委員会等と連携協働して、県内の延べ15校の高等学校において、選挙に関する出前授業や模擬投票を実施させていただきます。これから有権者となる高校生の選挙や政治への関心を高める取り組みということでやっています。

**○今井委員** ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

巢山古墳の問題ですけれども、私の地元で巢山古墳が国の特別史跡ということで、発掘調査が進んでおり、平成34年までの期間で行われることになっています。しかし、その巢山古墳のお堀の水が地元の農業用水に使われるようなこともあり、農業に関係のない冬場しか調査ができないことがあります。水位が上がったり、下がったりするために古墳自体が崩れてきていることもあり、できればもっと早く調査ができないかという意見なども伺っていますけれども、県で文化財の支援整備活用事業や、文化財保存事業の補助金がありますけれども、こうしたものをもう少し投入していただいて、整備ができないか伺いたいと思います。

巢山古墳は葛城時代の王の墓だと言われている墓で、これは住宅都市整備公団の開発のときに破壊されるということで、地元の古文化会を中心に保存運動を行い、今の馬見丘陵公園につながっている場所です。この中からはさまざまなものが発掘されており、船の形の木製のものが発掘されていますけれども、これは古事記の仲哀記、忍熊王の反逆の記事に当たる喪船という、亡くなった人を運ぶ船だと見られているもので、こうしたものももっといろいろ調査すれば出てくる可能性もある宝のような古墳ですので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。その点はいかがでしょうか。

**○尾登文化財保存課長** 巢山古墳は馬見古墳群の中核をなす大型前方後円墳であり、非常に重要な古墳であることは十分認識していますし、昭和27年に特別史跡に指定されています。

なお、委員がお述べのように、巢山古墳の周濠、お堀の部分については、農業用水として使用されていますので、この部分の整備をする場合においては、秋から冬と限定的な工事をする必要がございます。

なお、補助の関係等をお話しいただきましたが、現在、文化財保存事業費補助金を使い整備をしており、これが平成12年から、先ほどお話がありましたように、平成34年になっていますが、これは先ほど申し上げたように、工事期間が秋から冬に限定されるのが大きな原因であると認識しています。

なお、この文化財保存事業費補助金ですけれども、最近、文化庁での予算どりがなかなかうまくいかず、平成28年度においては奈良県からの要望額に対して40%減という厳しい状況になっており、毎年やっていたいている工事区間を若干短縮して事業を推進せざるを得ない状況になっています。申し上げたように、工期の限定はありますけれども、事業費が縮減することによって事業の進捗がおくれることを少しでも回避するように、今後とも文化庁に対して国庫補助金の満額をいただけるように強力に要望するとともに、県費補助金も十分確保していきたいと考えています。

○今井委員 ぜひよろしく申し上げます。

最後に、南和地域の交通の関係ですけれども、南奈良総合医療センターができることになり、先日、オープニングが新聞にも載っていました。住民の皆さんは今まで近いところに行っていたのが南奈良総合医療センターまで行かなければならないと、足の便を大変心配されています。バスが走るということですが、そのバスが近鉄大和上市駅でおろされると。川上の方面から来たら、近鉄大和上市駅でおろされて、近鉄大和上市駅から電車に乗って近鉄福神駅に行かなければならないという、病院まで行くバスではないのです。上市駅はスロープが長く階段がきついということで、高齢者が雨のときに傘を差したり、荷物を持っていくのは大変ですし、近鉄福神駅はバリアフリーにはなっていますが、駅をおりてから大きな道路を渡ることになるので、非常に歩く距離も長くなり、できれば直接病院の玄関まで行くようなバスにしてほしいという要望が上がっています。それについてはぜひ利便性などを検討していただいて、改善していただきたいと思っておりますけれども、もし今の時点でわかりましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○辻本南部東部振興監 南部・東部地域のエリアの病院のことですのでお答えさせていただきますけれども、1つは病院へのアクセスということで、市町村との協議会でいろいろ協議されていると伺っています。例えば五條市、あるいは東吉野村でしたら直通的市町村

独自でバスを出すなり、あるいは共同で出す、あるいはその乗り継ぎを楽にするようなことをやると聞いていますけれども、全体、細かいことについては所管の県土マネジメント部や医療政策部でやっておりますので、申しわけございません。

○今井委員 わかりました。それでは、終わります。

○小泉委員 2点だけ質問したいと思います。

1つは、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の112ページ、主権者教育推進事業についてです。先ほど今井委員から18歳からの選挙権の話がありました。この主権者教育推進事業は高校生等が社会問題を題材にして考える力を身につけるということで、40万円の予算額が上がっています。

18歳から選挙権を持つわけですから、高校生にしっかりした判断能力を身につけさせるのは当然の話で、どういう教育を、また研修をされていくのかをまずお尋ねしたいと思います。

○大西学校教育課長 主権者教育推進事業は、高等学校における政治的教養を育む教育の円滑な実施に向けて、教員研修を行うこと、それから、モデル校による実践事例研究を行うことを目的とした事業です。

具体的には、6月に国が全ての高校生に配布した副教材「私たちが拓く日本の未来」の執筆者である明治大学の先生に来県いただき、県内の各学校の政治的教養を育む教育等を担当する教員を対象として研修会を実施する予定にしています。また、この研修会ではテキストを活用した授業の進め方について取り扱うことを考えています。また、県内5校程度をモデル校として、外部講師の招聘や外部機関との連携などに関する経費を措置し、政治的教養を育む教育の充実を図るための実践事例の研究を行うこととしています。以上です。

○小泉委員 具体的にどんな内容になってくるのか余りイメージが湧かないのですが、一つは教育は中立でなければならないということがあるわけですから、一体どういう内容を題材にしながら生徒に教えていくのかわからないので、教えていただきたいです。

○大西学校教育課長 若干内容のことになるかと思いますが、まず、これまでから公民科教育の中でもいわゆる政治、特に選挙について、選挙運動がどういう形で行われるかについては学んでいましたけれども、それを具体的に、例えば模擬投票であるとか、それから実際にその選挙運動がどのような形で行われるのか、いわゆる実践的に、知識で学ぶだけでなく活動を通して学んでいくことを今回は国から申しています。

ただ、これについて、生徒による政治的活動等についても、昭和44年から一部、18歳以下の生徒、いわゆる高等学校の生徒が政治的な活動をするについては一定制限がされていたわけですが、昨年10月に廃止、見直しが行われましたので、必要かつ合理的な範囲内で一定の条件のもとでその具体的な、政治的な活動も含めて学んでいくことになるかと思っています。以上です。

○小泉委員 そうしますと、生々しい話はないわけですね。というのは、例えば原子力発電がどうなのかとか、あるいはまた今、戦争を含めた問題についてどうなのかとか、そういう社会的にいわゆる新聞をにぎわしているような問題に生徒たちが判断をしていくという内容ではないと理解したらいいですか。

○大西学校教育課長 社会的な、今お述べになったような、例えば原子力発電の問題であるとか戦争の問題といったものを、高等学校の生徒がテーマとして学ぶことはあると思います。ただ、いわゆる一つの価値観といいますか、政治的な立場に立つとか、一つこうならねばならないという形の価値観の押しつけであったり、一つの方向に導くような学びというのではない。客観的な事実であったり現象を学ぶということで行われると考えています。

○小泉委員 わかったわけですが、もう一つ、先ほど政治活動ではないけれども、高校生がいろいろな政治活動をしてかまわないという話がありました。これは昨年、文部科学省からそういう方向が出たわけですが、それをどう判断するかという問題です。例えば文部科学省が言っている内容では、学校の外へ出て、例えばデモをしたり、ビラをまいたりすることは問題ない。しかし、そのことについて校長が許可するか許可しないかという点、またその届け出は必要かという点についてはどうですか。

○大西学校教育課長 委員がお述べのように、どのような形で生徒の校外での政治活動を考えていくかが議論になっています。文部科学省から言っているのは3つあり、具体的には1つ目が、生徒が教育活動の場を利用して政治的活動を行うことは禁止する。2つ目は、放課後や休日であっても学校の構内における政治的活動については制限または禁止する。3つ目は、放課後や休日に学校の構外で行われる政治的活動については、違法なものや暴力的なもの及びそのおそれがあるものについては制限または禁止し、加えて生徒の学業の生活に支障があると認められる場合等においては制限または禁止とすることを含め、適切な指導を行うことと示されています。

教育委員会としては、昨年12月に全ての高等学校の管理職や公民科教員等を対象とし

た説明会で、この趣旨を説明しており、実際にその届出をする、しないということについては、現在は他府県、それから国全体の動向を見て考えているところで、その国の言っている趣旨を理解しながら慎重に進めたいと考えています。以上です。

**○小泉委員** これは新聞紙上でしか知らないのですけれども、大阪府教育委員会では、学校に届出をしなくてもいいと。届出をすると、判断をしなければいけないし、規制するような形になるからと、届出はしなくてよいと判断を出されたと聞いていますけれども、しかしそれは非常に難しく微妙な問題だと思うのですが、よくご判断していただきますようお願いしたいと思います。

いずれにしても、特に今はインターネットを含めていろいろな機器があるわけですから、いろいろな情報が入ってきて、高校生みずからが、よし、デモに行こうと、国会の前に行って戦争反対に参加しようという人も当然出てくると思うわけですし、学校でよく管理をしながら生徒たちを導いていただくように、よろしくお願いしたいと思います。

もう一つ質問ですけれども、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の120ページ、中世城郭調査事業で319万2,000円という費用が計上されています。これは説明のときに3年計画でデータベースをつくるという話でしたけれども、どこをどのように調査されるのかと。聞くところによると、400カ所以上あると聞いているのですけれども、何カ所ぐらい、どういう調査されるのかをお教え願えたらと思います。

**○尾登文化財保存課長** 中世城郭の調査は、現在、県内で約300カ所の存在が確認されている中世城郭について、その状況を調査しようというものです。

平成18年3月に宇陀松山城跡と中世城郭という報告書を作成しており、これをベースにして、新たに判明した情報等からいろいろな情報を収集し、そのための委員会も設置して進めていこうというものです。中身的にはそれぞれの城郭の中身について情報を集積したものを一つのデータベース化する形で進めていきたいと考えています。以上です。

**○小泉委員** それを調査されたものを何かに活用するとは考えておられない。これは教育委員会と違うのかもしれませんが、どうなのですか。

**○尾登文化財保存課長** 近年、中世城郭に対する関心が高まっており、当然、奈良県はそれまでの古い遺跡がありますので、その部分を中心に調査してきたのです。最近、中世城郭についての関心が高まっていることもありますし、奈良県で十分調査できていないこともあり、今回この調査をしています。この調査をもとにデータベース化されたもの、さら

にそれぞれの城郭を中心とした地域おこしなどに活用してもらえたと考えています。以上です。

○小泉委員 奈良県はご承知のように、中世以前の飛鳥から橿原、また平城という、古代が非常に文化財的にも貴重なものがあり、そのための観光などいろいろなことがたくさんあるわけですがけれども、奈良県では中世は非常に忘れられているような感じで、そこをどうしていくかは奈良県の一つの流れからいいますと大切な感じがします。また、観光についても古代もあるけれども中世もある、近世もあるとしていくことが全体的にまちおこしのためにもなっていく感じがするわけですので、これから予算を組んで、中世の城郭も含めてやるわけですので、奈良県をもう一回見直しながら、まちおこしをしていくことが必要ではないかと思っています。

そのために、これは予算にもないし、何もないのでけれども、その他のところで、それに対しての考え方がもしもありましたら、これは担当がまちづくりになるかどうかかわからないのですが、ご答弁していただけたらありがたいと思います。

○竹田文化資源活用課長 委員がお述べのとおり、古代については本当に奈良は日本の秀逸な文化財等がたくさんあるわけですがけれども、中世、近世に関しても城郭も含めて非常に素晴らしい文化財があります。ともすれば古代が注目を浴びるわけですがけれども、中世、近世という文化財等についても積極的に活用したいと思っています。

ただいま県としては、奈良の歴史見聞録というホームページを立ち上げ、中世、近世についても紹介しています。中世、近世の取り組みはまだ本当にスタートしたばかりで、いろいろと試行錯誤しながら、いろいろな事業展開を積極的に進めて検討していきたいと思っています。以上です。

○小泉委員 この中世、近世の問題についての知事の考え方を一度聞いておきたいと思しますので、これは総括審査で質問させていただきます。以上で終わります。

○阪口副委員長 本会議で組み体操の質問をしました。もう少し詳細を聞いておきたいので質問します。八尾市では、組み体操を10段の高さまで実施しています。10段の高さは校舎の2階に相当するということですから、かなり高いです。教育長の答弁では、本県では357校中220校で組み体操をしており、率にしては61.6%であるとのことでした。

そこで、どのくらいの高さ、高いところであれば10段ぐらいまでしてるのかを聞きたいのが1点。私は38年間教師をして、8校転勤しましたが、その中で、組み体操をして

いた学校は1校です。東大阪市の盾津中学校ですが、そこでは組み体操をするのにかなりの生徒の数ですから、1年から3年まで一斉にやりますので、かなり授業をカットして組み体操の時間に充てておりました。2点目は、奈良県では組み体操をすることで授業カットをどのくらいされているのかについてお聞きしたいと思います。

**○沼田保健体育課長** 組み体操の件です。

高さについては、これまでの調査等で明らかになっていません。これについては、どのくらいになるのか早急に調査したいと思います。高さについて、10段は危ないけれど5段は大丈夫だという考え方はどうかと思っています。ピラミッド、タワーが今、問題にはなっていますが、2人1組で倒立で1人が支える、そういったもの、またはサボテンという、膝の上に人を乗せて、乗った子の膝を抱えて演技するということについても事故が起こっています。したがって、ピラミッド、タワーという取り組みがどうかではなく、組み体操自体がどうかと平成28年3月22日、大学教授、有識者、校長会、PTAなどの方々に集まっていただき、その安全性または今後の取り組みについて協議したいと考えています。

そしてもう1点、授業時間に実施しているとのこと。このことについては、組み体操という学習内容が学習指導要領にはありません。よって、体育科の一つの領域の中にもないことから、体育科の授業で実施するのはいかがなものかとは考えています。しかしながら、体づくり運動、体力を高める運動等々の領域の中に組み込めば、体育の学習として認めることができるのかと。そのあたりは学校現場と調整も図る必要があると考えています。以上です。

**○阪口副委員長** 授業カットについては、学校現場のこともありますので、また調べていただいて、高さ制限については、今、沼田保健体育課長がおっしゃったことと私も同感です。高いから危険で、低いから安全ということはないと思います。人の足を持ったりするので身体が拘束されますから、低い高さで事故を起こして頭の手術をしたということも聞いています。

ただ、八尾市の場合は、10年で小・中学校で139人が骨折しているということですので、異常な数値です。高さに挑戦することで保護者も喜び教師も達成感を持つということですが、一方で重軽傷のけがをしているということなのです。非常に嫌がってる生徒もいるし、保護者も心配しており、余り高くすることは事故になる確率が高いと考えています。非常に負荷がかかりますので、頸椎や脊柱にも損傷を来すと後遺症が残っているとい

うケースも聞いています。集団でやっているから学校に苦情を言いにくいということで言っておられないと思いますけれども、そのうちに損害賠償の請求となってくると大変なことになると思います。今後、春から運動会、体育大会のシーズンを迎えるにあたり、県教育委員会で注意喚起をぜひよろしくお願いします。以上です。

○田尻委員長 審査の途中ですが、これで午前中の審議を終わります。午後1時から再開をしますしますので、しばらく休憩をいたします。

11:53分 休憩

13:02分 再開

○田尻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ご発言をお願いします。

○松本委員 「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の119ページ、田原本町で国史跡、唐古・鍵遺跡を平成21年度から9年間にわたり整備を進めておられますが、来年度に完成で平成30年度オープンいうことでよろしいですね。その中で、平成28年度の補助金はどのくらいですか。

○尾登文化財保存課長 唐古・鍵遺跡の整備についてですが、平成28年度、国庫補助で7,800万円余、県補助で2,400万円となっています。

○松本委員 自分で調べたところでは、約2億2,000万円の中で補助金がついていたと思われるのです。そこはどうですか。

○尾登文化財保存課長 当初、田原本町から、委員がおっしゃった平成28年度の総事業費として要望をいただいているところではあります。実は文化庁における来年度の史跡整備補助事業補助金が大変厳しい状況で、県の要望額に対して40%減になり、どうするかと大変苦慮したわけです。県としては、各市町村から出された史跡整備事業における整備事業年数、また工事内容等を勘案して、事業費の調整を行ったものです。

唐古・鍵遺跡の整備については、平成29年度までの事業という形で事業年度の終期が迫っていることは十分承知していますので、国庫の減額措置が事業進捗に決定的な影響を与えることがないようにという形で配慮をしたところです。

○松本委員 多分、今井委員に答弁されたことを私にも答弁されるのではないかと考えていましたけれど、その旨はよくわかっています。私が調べた資料では、約30%弱減で、約1億6,000万円になると思うのです。残事業が3,900万円ほど残っています。また、結局カットされた分が約6,000万円ですから、4,500万円ほどの事業が残

るわけです。平成28年1月26日、田原本町に新町長が誕生し、田原本町の玄関口として唐古・鍵遺跡をPRしたいと、町単独費で進められるというお話を聞かせてもらいましたが、聞いておられますか。

**○尾登文化財保存課長** 現在、田原本町役場とも連絡をとり、こういった形で、予算措置をされてるかについてはお聞きしています。

その中で、残事業の関係については平成28年度中に文化庁での補正予算がありましたら、優先順位が高いものとして当然要求するとともに、来年度の事業執行の中で執行額に余裕が出た場合は、国に対して追加財政措置が講じられるように求めるなど、事業進捗に努めたいと考えています。平成29年度においては、事業最終年度であるので最大限の配慮がされるように、文化庁にも強く要望したいと思っていますので、ご理解のほどお願いします。

**○松本委員** 誠にありがとうございます。私も質問の終わりに要望してもらいたいと話そうと思っていましたので、できるだけ町の負担が少なくなるように要望して終わりたいと思います。

**○川田委員** まず、地域振興費の第3款で、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の108ページ、7から8に、プロジェクトやシンポジウム、プロモーション事業、いろいろな事業を行っておられますが、前からおっしゃっていたように、こういったことを実施することによって地域力を生かして、そして地域の経済力を上げるということからの事業であるという解釈でよろしいのでしょうか。

**○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 第3款の地域振興費については、教育振興、文化振興等々、地域おこし、その他もろもろ市町村振興費も入った款となっています。以上です。

**○川田委員** それは予算書を見れば書いてあるのでわかるのですが、例えば、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の107ページから108ページにかけていろいろ事業が書いています。大手百貨店連携プロモーション事業、奥大和の特色を活かしたイベント開催事業など、イベントは結構あります。地域力を生かすためにこういった事業を行って、経済対策も今後、絡んでくると答弁されていたので、もろもろ含まれた意味合いで今回の事業は取り組まれるという解釈でよろしいのですかという質問内容だったのですが。

**○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 地域振興に係る経費も入っていますの

で、そういう事業ということで立てています。以上です。

○川田委員 かなりの予算も組み込んでいかれているのですが、地域振興に限りましようか。限れば、いつも思うのですけれど、私は香芝市出身ですけれど、香芝市には経済効果がどのくらいあるのですか。香芝市ではほとんど県の事業などあまり見ませんので、地域間格差についてどのようにお考えになっておられるのか。香芝市も結構税金を払っていると思いますので、その点をお答えいただけますでしょうか。

○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 申しわけございません、これを各市町村ごとに割ったような積算はしていません。以上です。

○川田委員 もう一度お聞きしたいのですが、施策の地域間格差はどのようにお考えになっておられるのでしょうか。やはり公正、公平に、全部がぴったり一緒にというわけにはいかないと思いますが、余りにもちょっと偏っているのではないですか。いつも思いますが、南部もやってあげるのはいいですけれど、南部にあまりにも偏っているのではないですか。香芝市は子どももふえて、いろいろな施設も建てなければならないし、お金もたくさん要る。私も香芝市議会議員を長くしていたのですけれど、いつもそういう議論、声が多く出ていて、前々からこの県議会に万が一来られたら一度聞いてみようかと心に決めていたので、きょう聞かせてもらっているのです。

いろいろなところで事業費を使われるのはいいけれど、もっと平等にやっていただきたいのですけれど、その点はいかがですか。

○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 地域振興費の中でもいろいろな補助金等を執行しています。補助金については、市町村や関係団体から申請をいただいて、有効なものから採択していますが、市町村ごとに集計したことがありませんので、香芝市だけが一概に低いという数字も今のところ持ち合わせていません。以上です。

○川田委員 数字はまた今後調べていただければいいので、補正予算というものもあるので、またそれはお願いしておきたいと思います。次、「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の108ページに過疎地域自立促進特別措置法推進費その他などもあります。過疎地はやはりいろいろ手を尽くしていかないと村が消滅してしまうなど、これは全国的な問題ですが、非常に大事だとは思っています。前々から言っていますけれど、今奈良モデルということで進められて、いろいろな連携事業など言いますが、あくまでも連携は一部の事務に限ってのことなので、それが、では、果たして地方自治が過疎化をしていくとか、人口が減少していくことに対して、どれほどの効果があるのかが全国的に

地方制度調査会の会議でもよく議論されています。そういったものはどのような観点をお持ちですか。促進をしていくということで、取り組まれるわけですが、促進するのはいいですけど、やはりことだけいいのではなくて、10年後、20年後にどのような姿を描けるかが、非常に大事なポイントになってくると思うのですけれど、その辺の観点をひとつお聞かせいただけますでしょうか。

**○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 全般的な答えになろうかと思いますが、おっしゃいましたように、奈良県にとっては過疎地域の振興は重要課題と考えています。また、合併が進まなかったことを踏まえて、奈良モデルを振興、推進して、小規模市町村、特に小規模な町村について県が支援、水平連携、垂直連携を行って、一定の行政サービスを確保することで取り組んでおり、10年後、20年後という姿ですが、これにより相当の行政サービスの維持ができるものと考えています。以上です。

**○川田委員** 演繹的に、次、聞きたいのですが、地方交付税が減っていきます。どんどん人口が減っていけば地方交付税は減っていきます。財政標準規模で大体最低限度の事務のお金がこのくらい要りますと決められて、それをやっていく、一方で地方交付税も減っていく、税収も当然減っていきます。今の単位で考えた場合、一部の事務連携だけで、今の程度が維持していけるのだという答えは計算上はわからないのです。だから、そうおっしゃるのなら、その計算を教えてくださいませんか。

**○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 今すぐそういう数値を持ち合わせていませんが、奈良モデルも始まり8年がたっています。この成果等を踏まえて、平成28年度において、奈良モデルの検証に取り組んでいきたい。それを踏まえて、国への制度改正、あるいは財源措置等の要望もしたいと考えています。以上です。

**○川田委員** いや、8年たっているのなら、地方交付税もかなり下がっているのではないですか。私もこの間奈良県にある市町村の全部の交付率、地方交付税の推移を全部出してみたのです。統計、しんどかったですけれど。やはりかなり下がっています。南部のほうは特にです。だから、これから考えたら、今の答弁はおかしいと思うし、計算をしていないのにどうしてそういうことが言えるのかという単純な疑問もあるのです。だから、何でも、この場しのぎで言ったら、それで終わるのではなくて、やはり答弁で言われる以上、根拠を持って言っていたきたいのです。8年がたって、そういった成果が出ているというけれど、中身を見たら財政はかなり悪くなっているのではないですか。それが今の一定の行政サービスを維持しようと思えば、行政サービスをどんどん減らしていけば別でしょう

けれど、維持をしようと思えば同じぐらいの金額がなければできないと、単純な計算からはそうなります。だから、その点はどうなのですかと、南側でね。それをどうにかしているいろいろな答えがあって、では、これをやれば大丈夫だというのがわかれば簡単ですが、それが無いから難しいので、それはいろいろ皆さんが知恵を絞っていただいでつくっていくことだと思うのです。今後取り組みにおいて、南部は奈良県の非常に大事な地域なので、安易なことを言って進んでいって、後でだめだったということになれば大変なので、こういう質問させていただいているのですが、その点はいかがですか。

**○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 安易なことを申し上げたつもりはなくて、精いっぱい検討を踏まえた上で、奈良県民の行政サービスを維持したいと考えているのは間違いないので、あらゆる手法、知恵を出しながら検討したいと考えています。以上です。

**○川田委員** この間から答弁聞いていて思うのですけれど、精いっぱい考えているのですよとか、一生懸命考えているのですよとか、そういう言葉は要らないので、具体的にどういう計算になっていて、そういう論理になってきているのかを答えていただきたいのです。例えば国会の答弁で、来年の社会保障の税源をどうするのだ。何々をつくって、これで消費税上げて、これでとりますよと言えば、具体的な答えなのでしょうけれど、頑張ってやっていますと内閣総理大臣が言えば、大紛糾しますよ。だから、その点は答弁なのだから、頑張ると、では逆に言えば、答弁をされる方で、いや、私はサボりますという方など多分いらっしやらないと思います。聞いているのが、具体的に、どうなのですか。その説明は根拠を持ってやってくださいということをお求めているので、それはいかがですか。

**○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 今後の地方交付税がどの程度落ちていて、奈良県の行政サービスがどの程度まで落ち込まざるを得ないのかという検証までは今のところ答えを持ち合わせていません。

**○川田委員** そういうふうに正直言っていただいたらわかりやすいのですが、でしたら、それを出していかないといけないではないですか。地方交付税の私らのような素人でも計算をして出しているわけですから、行政として今こうなったらそのときの地方交付税はどうなるのか。国の補助金とは別ですからね、関係ない話ですから。国の補助金は先ほどとも国の補助を求めていきたいと言うけれど、大体地方自治体がもともとみずからの責任と判断においてやっていくと決められているわけだから、逆に、国からやっていたら、社会主義国家ではないのですから、何かあったら国に補助金を求めて要望してというのは、お

かした話であって、ちゃんと財源配分も国が4で地方6ですか、財政の予算書だけでいえば全部の税収を入れた割合は大体そんなものでしょう。ただ、そこから補助金などいろいろ出ているから、実際にはもう少し割合が大きくなるのですかね。財務省の資料で見た記憶があるのですけれど。

だから、それは別として、自立してやっていけるということになれば、そのことを垂直の関係と言ったけれど、厳密に言えば、奈良県の地方公共団体も公共団体、市町村の公共団体も独立した公共団体。その間で普通は補助はないですよ、考え方としては。市町村が困ったから県が助けなければいけないのだ、援助しなければいけない。これは今の法体系からいえない考えですよ、実質。けれど、広域的なものを考えて、では、広域事業として取り組んで検討してやろうかというのならわかるのですけれど。だから、市町村、南部も振興で手をかけてやっていくのだから何もせずに、いや、もうおまえたちはおまえたちの独立だからおまえたちでみずからの責任と判断で考えろ。それで突っぱねていくのであればそれでもいいし、逆に、いや、そういうわけにもいかないのだと。制定されているのではないかと。だからやっていくのだということなら、そこまできちんと計算してやるべきではないかと思うのですけれど、その点はいかがですか。

**○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** おっしゃいますように、各市町村の市町村民であると同時に奈良県民ですので、その方々に対する行政サービスをどう維持していくかはもちろん重大なことであります、県政の関心事でもあります。将来的に財源の確保をどうするかは今答えを持ち合わせていませんが、少なくとも国の支援制度がある限り、それを最大限活用していく姿勢には変わりありません。以上です。

**○川田委員** 県や国の使えるものは使えばいいのですけれど、その前提として、やはりきちんと調べるところは調べて推測もしていく必要があると思うのです。私は全国の市町村もいろいろ調べていますけれど、特に奈良県は、非常に厳しいというのが事実です。では、ことしは補助をやりましたからいいですとか、この一部の事務の連携だけができたらいいですという問題ですむと思っていない。だからそれは調べていただいたら多分すぐ数字が出てくるので、わかる問題なので、この予算審査特別委員会が終わるまでというのは少し厳しい時間になるのでね。委員会の期間中という期間は区切りませんが、早急にそのあたりも研究をいただきたいのです。また、議会にも報告をいただいて、こういう現状ですよとか、将来推計こうなってますよとか、報告していただいたらどうでしょうか。それをお願いしたいと思います。

エネルギー政策について、きょうはエネルギー白書を持ってきたのですが、ここの第8章だったか、コージェネレーションの推進で、今後効率化を、前の委員会でもお話しをしていましたが、エネルギー政策課長の答弁では、企業などでも診断する人がいるのでという、そういった小さな話は別として、大きな全体的な話として、推進していくことになれば、県として、何かできるか。国のエネルギー政策は国が当然決められているわけですけど、このエネルギー政策の中で、都道府県で、一体何かできるか。発電所等も奈良県はありませんので、その中で、何をしていけるかにポイントが絞られてくると思うのです。目指していかなければいけないのが効率化ということで、家庭の電源もいろいろ出ているけれども、COP21でもこの間決められた内容でも、西暦2030年までには、大幅な二酸化炭素削減も含めてやっていく計画を示されていますけど、日本に戻ってきて、乾いた雑巾をこれ以上どうやって絞るのだという問題の中で、効率化しかないわけです。

ことしの2月に資源エネルギー庁から出されている資料を見ても、家庭の電源関係の省エネを進めていく可能性はかなり高いだろうと。というのが、ヨーロッパやアメリカ等に比べると、西暦1900年以降の効率化のスピードが日本はかなり緩くなっているのです。その分はまだ改善余地があるだろうと解釈を示しているのです。2030年度、省エネ対策後で、今よりも経済成長が約1.7%の伸びを示したとしたら、約5,030万トン程度の省エネができるのではないかと出ています。その中で分けていけば、石油、LPG、石炭、天然ガス、原子力、再生可能エネルギーとあるのですが、地域でできるといっても再生可能エネルギーということになってきます。

少し回りくどい話をしたのですが、LEDなどもどんどんやっていけば、電力の消費量を抑えていく形になると思うのです。LEDについて、一番小さいところから聞けば、庁内のLED計画はどうなっておられるのですか。

○平田エネルギー政策課長 この庁内のLED化については、所管しているのが総務部管財課ですけども、何年前かは把握していませんが、何年前かに庁内の電気等についてはLED化は進めていると聞いています。以上です。

○川田委員 エネルギー政策課長の管轄ではなかった。では、エネルギー政策課からそれを示せと、具体的に詰めていただきたいのです。そうでないと、やっていますと言っても、全部LEDですか、違うのですかね。もうLEDになっているのですか、進められているのですね。また改善の数値を見させていただきたいと思います。

もう1点が、西暦2030年までに今から約35%ほど省エネ効率化をすることが示さ

れているのです。イメージ的にはちょうど1970年から1990年代にかけてオイルショックを挟んだときに、一気に省エネルギーが進みましたけれど、あれぐらいのスピードがちょうどこの35%ぐらいの改善なのです。今はもう省エネが進んだ後だから、今からあのときのスピードと効果でやるのは並大抵のことではないと思うのですが、全体として、奈良県の取り組み、省エネに関してはいろいろ取り組めるところが多いと思うので、特に今年度の予算も含めて、全体的な政策概要についてどういう考え方をお持ちなのかお聞かせいただけますか。

○平田エネルギー政策課長 奈良県の省エネ、節電の取り組み等については、本年度策定している第2次のエネルギービジョンの中でも、4つの基本方針の一つとして省エネルギー、節電の推進という取り組みを位置づけています。ですから、再生可能エネルギーの導入等と同じように一つの大事な取り組みだということで進めています。

今年度の予算においても、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の142ページ、143ページがエネルギーの関連の予算になっていますが、この中でも例えば3つ目のスマートハウス普及促進事業で、家庭の省エネということで自分の家庭で電気をつくり、ためるというような、太陽光発電の設備と一緒に蓄電池や、エネファーム等をつけていただいたご家庭に対する補助もしています。また、前回の総務警察委員会でもお答えさせていただいていますけれども、事業所向けの補助としても、エネルギービジョン推進事業の中に入っているのですが、中小事業者等が行う省エネルギー化に向けた取り組みに対する補助ということで、機械の入れかえや、先ほどおっしゃっているLEDにかえるのも含むのですが、そういう設備投資をさせていただくものに県も一部補助をさせていただく取り組みをしています。ほかにももう少し細かい実際の省エネ、あるいは節電の啓発事業もしているのですけれども、いろいろな細かい事業を積み重ねながら、省エネルギー、節電の取り組みも重要な取り組みとして進めたいと考えています。以上です。

○川田委員 今言っておられたのは、大体国の事業です、国の資料に全部出ているので、国がやっておられる事業を今おっしゃっていたと思う。それに県がいくらかつけておられると思うのですけれど、県独自の、働きとは何なのですかね。県独自で今後効率化を実施していかなければいけませんよね。背景には10熱源エネルギーがあるとしたら、大体3ぐらいが電気になって、あと7が全部無駄になっているのが国の研究でわかってきた数字です。だから、問題は7の無駄になった熱量をいかに電気量に変化できるかということで、

企業等も絡んでくると思うので、それは企業も国も政策として上げているのですが、ただ政策として上げて全部飛びついてくれればいいのですけれど。啓発事業であるとか、そういったものを広めていくのは、県として重要ではないかと。目標設定もある程度して、何年度までにはこういった数値までに持っていきたいとか、そのためにはどういう政策が必要か出てくると思うのです。だから、そのあたりの考え方、国が出てきて、それにちょっと補助をつけて、これは県としてやっているのではなくて、目標設定をつくっていかないといけないと思うのですが、いかがですか。

○平田エネルギー政策課長 先ほど述べました事業について確かに国の事業もあるのですが、若干対象を変えたり、もう少し範囲を広げて、あるいは国の事業の対象にならないような小さ目の事業所など、そういう形で完全な上乘せではない工夫をしています。

それと、目標値についてですけれども、先ほど述べました第2次の今年度に策定しているエネルギービジョンでも、数値目標的なものは定めており、一つは供給面の目標で、県内の再生可能エネルギーの導入設備容量で、これが平成30年度までの3カ年の計画ですので、3カ年で平成26年度比1.6倍で、規模でいいますと平成30年度に38万5,527キロワットの設備容量の導入を目指すということ。それから、需要面でも、エネルギーを使う面でも、電気使用量を平成26年度比の3.5%削減。これはなかなか難しい数字だと思うのですが、目標にしています。

また、電気だけではないとおっしゃいましたけれど、確かにこれまで電気に着目していましたが、やはりエネルギーは熱も非常に使用が多いので、今回の第2次エネルギービジョンでは新たに熱の利用の推進として、目標値を定めています。ただ、熱については、なかなか県全体の使用量を把握するのが難しいので、これについては、県内で多く用いられている、例えば太陽熱のシステムの利用熱量や、家庭用のコージェネレーションシステム、事業所等でも使うコージェネレーションシステムの利用熱量を目標値、平成26年度比からどれだけ増という目標値の設定もしています。以上です。

○川田委員 第2次奈良県エネルギービジョンのパブリックコメント、この間いろいろなパブリックコメントを見ていたのですけれど、奈良県のパブリックコメントの数は、大変少ないのです。全国と比べてびっくりしたのですけれど、特にこの間、地域総合戦略のパブリックコメントも見ていたらものすごく少ないのです。余談になりますけれど、原因を調べたほうがいいと思うので、そういう会合に出ている、逆に質問をされたのですけれど、わかりませんと、答えるしかなかったのですが、それを研究していただきたい。

話がそれたのですけれど、熱源ということで、今後熱源が多分中心になっていくと思うので、前から提案していた熱源マップを一回つくって、奈良県にはどのくらいの熱量があるのかを、消極的にならずに積極的に推進いただきたい。熱源マップをつくっている都道府県は、多分ないと思うので、つくっていけば先進的になるのではないかとも思うのです。それが出てきたら、大体2030年度までに、達成できるかどうかわかりませんが、国は今これだけの、省エネに取り組んでいくという方向性が出ているので、奈良県の今まで使っていた消費量からどれだけの省エネができたかという計算も立てられると思うのです。その基本となるまず熱源がどのくらい今奈良県であるのかを調べていく価値はあると思うのです。なかなか県職員だけでそれをやろうと思えば大変なことになるので、これは市町村のご協力も得ながらやっていけばいいと思うのですけれど、いかがですか。

○平田エネルギー政策課長 県内の熱の使用量については、先ほど申したように、現状では把握する数字がないとお答えさせていただいたのですが、実はこの2月ですけれども、国の資源エネルギー庁から国のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の関係で特定の規模以上の熱量等を使用する事業所、工場等についてはもともと届出を受ける制度があり、その数字は今まで国しか把握できてない。地方からもそういう数字について情報提供をしてほしいという要望をしていたのですが、ようやくこの2月に昨年度分ですけれども、情報提供していただくと。これについては県内の全部の事業所ではなくて、一定規模以上ですので、悉皆にという、全体をとというわけにはいかないのですが、一応そういう調査の情報が今後入手できますので、そういうものも参考にしながらしていきたいと思います。県が独自に行う調査は、事業所も使用電力量や熱量を企業情報の一つとして出してもらいにくいこともありますので、県としてどこまでできるかというのがありますが、今あるデータや情報も分析しながら今後検討していきたいと思っています。以上です。

○川田委員 エネルギーはこれで終わりますが、最後に、企業のエネルギーは国からデータをもらえばいいのですが、一般家庭も一件一件回って調べるわけにはいかないのです。そこそいつもやっているように、問題はアンケートなどっていく上においても、アンケートの組み方によるのですけれど、無作為抽出で推測をかけていくしかないと思うのです。

1,000件か2,000件、回収率で1,000件以上あれば、奈良県範囲であれば大体の推測値は出てくると思うのです。今統計分析ということで非常にナーバスになっているのですけれど、そういったものもきちんとやっていけば、そんなに労力を使わなくてもある程度の効果は、推測ですからびったり100%当たることはないのですが、ある程度

近いところまで神のみぞ知る答えまでは近づけるのが統計分析であります。それには、前回も、代表質問だったか、それは統計手法や分析手法が違うのだと言われる答弁を聞きましたけれど、統計分析はデータ集めるところから全部統計分析なので、それがなければ全部分析の最後の答えまでは行かないので、そこはきちんとやっていただければできるのではないかと思います。統計学、県は詳しいらしいですから、また聞いていただいて、取り組んでいただいたら答えも出てくるのではないかと。

熱源がわからないと計画が組めないですからね。企業だけのと言っても、奈良県は大きい企業が少ないですから、上位2.4%の枠内で給料もそこだけとって比べられているぐらい、少ない企業しかないので、それだけだったらあまり当てにはならないと思うのですが、それについてまたお願いしておきたいと思います。

「平成28年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の111ページ、奈良モデルの貸付金の話ですが、金貸しのです。これについてこの間も言っていたけれど、あれからもいろいろ聞きましたけれど、納税者の資金をもって納税者の業に介入するということは、やはりこれは問題というか、法的に違法などという意味ではなくて、行政の姿勢として、やっぱりよろしくない。福祉目的や、先ほど出ていましたけれど、奨学金の貸し付けや福祉の貸し付けなど、その他いろいろあるでしょう。こういったものは別にして、地方公共団体に金を貸すのは、問題があるだろうという私達の仲間うちでの話だったのですが、それは補助であっても効果は同じですから、その点はその後何か検討なされたのでしょうか。

**○石井市町村振興課長** 奈良モデルの貸付金の話ですが、県としては、地域振興のために市町村に何らかの形で支援することも県の大きな役割という認識のもと、委員がお述べのような補助というやり方もあれば、今回再度平成28年度予算案に計上させていただいていますけれども、奈良モデル振興貸付金ということで無利子貸し付けをするというやり方もあります。無利子貸し付けですので、元本自体は県にまた戻ってくるので、県の負担が小さい形で支援ができるという考えのもと、再度計上しています。ですから、昨年6月議会でお認めいただいた案と同じ事業形態です。

**○川田委員** お認めいただいたというより、あれは決まっていたので、先に発表されていたから、急に断ったらかわいそうだということで認めたわけですけど、内容についてはまた別の変更できるところは変更いただいて、貸して、また奈良県には戻ってくるのだというけれど、奈良県地域振興基金条例自体が助成としか書いてないではないですか。金貸し

は書いていなかったでしょう。前も一回議論をさせていただいたけれど、金を貸すこと自体が事業だから、それは事業に当たるのだと無理やり意味合いをつけておられましたけれど、あの条例はいろいろな人に見ていただいたけれど、助成するものか、みずからが何かの事業をやるため、事業をやるといっても、金を貸す事業は読めないと、大体の方がおっしゃっているのです、見直すべきところを見直していただいたらいいのではないですか。

どうしてこんなことを言っているかということ、金融関係の方からかなり苦情をもらっているのです。いつから県はこういう金貸しをするようになったのだということ。いろいろ愚痴なども聞いていますので、その姿勢で私はこの聞いてきた県民の皆さんのご意見をこういう場で申し上げているわけです。では、奈良県地域振興条例にも助成と書いてあり、それを使うことに問題はない。そして、地方自治法には金貸しの想定はされていない。こういったいろいろな条件を上げて説明して訴えているのですけれど、それでもなおかつ自分たちの姿勢は絶対変えないというのであれば、それはそれでいいのではないですか。県にはここまで言ったけれど、全然聞く耳すら持ってくれなかったと私はそのまま皆さんに言うことになってくるだけです。その点は全くそのとおりでいいです。聞く耳を持ってくれない、ということによろしいですね。

**○石井市町村振興課長** 地方自治法には確かに地方公共団体の補助については公益上の必要がある場合できるという規定がまずあります。貸し付けについては、その存在を前提とする規定が地方自治法施行令でありますので、地方公共団体が貸し付けをすること自体について禁止されているということはないと理解しています。その上で、先ほども申しましたけれども、市町村の支援のやり方の一つとして県の負担の小さいやり方で無利子貸し付けで支援をすることでご理解をいただければと思います。

**○川田委員** いや、理解というか、だから想定されていないと、私もあれから大学の教授にも聞いていろいろ調べたのです。想定されていないということは、それをやらないし、また目的としては、地方自治体というのは全部独立ですので、地方公共団体から地方公共団体にお金を貸すということ自体がまずないのだと。地方自治法の本旨や想定された目的からいけば想定されていないのです。それを無理やり書いてないから違法ではないからやっつていいのだとおっしゃっておられるわけでしょう。確かに違法ではないです。罰することも書いていないし、違法ではないけれども、深くなぜ地方自治法ができたのかと考えていけば、またなぜシャープ勧告によって国の事務からいろいろ分けられたのですか、といった背景を考えていけばおのずかとして答えがわかってくるのではないですか。だからこうい

うところでは言っているのだけれど、全然私が言っても何にも聞いてくれたことがないでしょう。だからそれはそれでいいではないですか。絶対地方自治法上、公共団体が福祉目的以外で金を貸すのはだめだと思っているので、それはそれで進められるのだったら進められたらいい。ただ、補助という規定は想定されているのだから、福祉基金の例ですか、あれにも助成ファイナンスサポートできると書いてあるのだから、そのまま素直に読んで使えばいいのではないですかと言っているのです。それなら銀行の業務に介入することもないし、そのまま普通の事業としては全く効果的に変わらないので、それでいかがですかと言っているのですが、いかがですか。

**○石井市町村振興課長** 要は利子の補助をする形もあるではないかということをお述べなのかと思います。確かにその方法も一つあるかと思いますが。かといまして、県が今提案している方法も決して否定されるものでもありませんし、当然ある形であると思っています。

**○川田委員** 副知事、今市町村振興課長がおっしゃったことでよろしいのですね。私は正論を言っていると思うのです。何も県がやっておられる事業自体の内容がだめだと言っているのではなくて、やっていく以上はちゃんと誰が見ても、基金助成と書いているわけだから、県のやり方は地方自治法にも規定されていないし、助成であれば銀行の金貸し業務の介入することもないだろうからその方がいいのではないかと言っているのです。しかし、少し前からかみ合っていないですから、その点、副知事にご答弁をお願いできますか。

**○松谷副知事** かみ合っていないので無駄な時間を過ごしているような気がしますけれど、県が今一生懸命何をやっているかということ、先ほど来、川田委員もおっしゃっていたように、奈良県内の市町村の財政は非常に厳しい状況でした。これを始めたときももちろんそうでした。現実問題として、御所市をはじめとして、非常に厳しい情勢の中で、御所市の財政状況の改善のために無利子貸し付けを始めました。もともとはそれがスタートだったと記憶しています。

私は、地方課で、今は市町村振興課ですけれど、地方財政を長い間見せていただいて、ずっと奈良県の市町村の財政状況は悪いです。それは先ほど川田委員もおっしゃっていましたけれど、奈良県内の自主財源が乏しいわけです。川田委員が先ほど税の問題をおっしゃっていましたけれど、地方には自主的に課税権が与えられていないのです。それは4対6になっているから何とかしろと言ったところで、自主財源ないところで、自分のやることは限られたところでしかないではないですか。そんな中で、奈良県が市町村の皆さん

と一緒にやっていく上で何か改善できるのかと考えたときに、御所市の場合は無利子貸し付けをさせていただいたら、御所市も喜んでいただいて財政状況が改善されたわけです。その手法を使ってできるだけ県内の市町村の財政状況を改善させていただきたいと考えているところです。

ですので、おっしゃっているのは法的には違法じゃない。けれども、だめだとおっしゃっている。そのだめな範囲がどこなのか、何がだめなのか、川田委員がおっしゃっている法的には問題ないけれど、これはだめじゃないとおっしゃっている意味合いが、申しわけないですけど、私には市町村の財政状況が改善される手法として一つメリットというか、実績があったのだから、それをやらせていただいているのではないかと思っているのですが、少し価値観がかみ合っていないのではないかと思うのです。市町村の財政状況を改善させることが県の一つの仕事だと思っていますので、そこをどう考えるかということだと思っています。

○川田委員 いや、改善させるのは我々も言ってることは同じで、ただ、県が金利を補助するという案が仮にあったとします。そして、市町村は銀行から借りられたとすると、市町村の改善するという行為は変わっていないわけではないですか。ただ、金利を誰が持つかという話だけで、それを県で補助してあげたらどうですかと言っているのです。だからやっている行為自体は、今副知事がおっしゃられた行為から何ら変わっているところはないはずです。

市町村は課税権がないとおっしゃいましたが、確かに課税権がないのは、基本ですからわかっているけれども、ならば課税権がないその枠内で財政標準規模も決められて、地方税で足りない分は地方交付税でもらっているわけだから、課税権があるのだったら地方交付税をもらう必要ないわけです。そういうことになってきます。(発言する者あり) いや、調整制度はありますけれど、今なら地方交付税の先食いもしているのではないですか。交付税措置を、先にとったり、交付税措置があるものだからとると言っていますけれど、交付税措置をとるということは、将来そこでまたその部分を上乘せして財源を組んでいかないといけないわけでしょう、赤字国債も立てて。いやいや、これは今財政がそれを行っているものなのですから。

だから、結局課税権がないというのはわかっているけれども、アメリカなら課税権が、州にあって、それで課税していきます。そのかわり地域間格差はかなりひどいです。何かサービスをふやそうと思ったら、税金をふやすのですから。そのかわりそのサービスを与

えますよ。税収が高いところはサービスもいいけれど、税収が乏しいところは、増税しないとそのサービスはできないというアメリカ方式でやるか日本方式かの議論になってくるので、そこは大前提として違います。今言っているのは、この中においてやっている効果は同じで、お金は市町村に行くわけです。けれど、それは無金利でお金を貸すというのではなくて、銀行で借りてもらったその金利を補助してあげれば、市町村は無金利でお金を借りたのと同じことになるのではないですかと言っていたのです。金貸し、銀行も納税者ですから、その業に介入することは私はないと、思っているのです。

**○松谷副知事** 少し市町村の実態をご理解いただきたいと思うのです。例えば市町村がお借りになる金利と県が借りる金利では差があるのです。知っていらっしゃいますか。ならば、県が持っているお金をお貸しすれば、少なくとも市町村が負担する金利が少なくて済む。川田委員がおっしゃっている理屈は、循環しているのではないかと、企業がもうかれば、それもまた戻ってくるのだろうという考えだと思いますけど、私はそうは必ずしも全体として思っていないくて、市町村民が負担するものはどのくらい負担していらっしゃるのか、市町村の財政の中でどのくらい金利が影響するのかと考えたときに、少しでも市町村に金利負担をさせないで済むのは奈良県からお貸しするほうがより効果的だろうと申し上げているわけです。

**○川田委員** いや、だから、これは無金利でしょう。無金利で貸すのでしょ。

**○松谷副知事** その金はさっきおっしゃったように、市町村が借りた金に金利を払ってやるということは、県が持たない金を金利で払うわけですから、高い金利を市町村に払わせることになる。わかりやすくお話しします。奈良県が持っているお金です。100あったとします。市町村が100ありますけれども、これを金利で借りるとしたら、仮に2のほうがいいですかね、2の金利がかかるとします、お借りになるとしたらです。県から、なしでお貸しします。2は要らないです。市町村民は少なくともこの2の経費は払わなくて済んだわけです。県民も当然そのことを払わなくて済んだわけです。そうしたらお聞きしますけど、県から補助するという行為をとると、この2の経費を県が余計に払うということになるのがわかりますか。違いがあります。

**○川田委員** それは金貸しの業なんで、金利がついているのでね、あくまでも。商売でも金利も何もつかない世界であれば、今ゼロ金利と言われているけれど、どんなものに投資しても絶対もうかることになるのですよ。だけれど、それは通常考えられない行為なのでね。やはり金利がついていくのが、それは循環しているわけですから、いやいや、してる

のですよ。だから、私が言っているのは、金を持っていたら持っていたで果実もつくし、2を全部丸まる負担するわけではないではないですか。いや、そうです。(発言する者あり) いや、そうです。県で例えば100を市町村に貸さなくて県で持っていたとすると、県のものが100の中で果実がつくではないですか。

○松谷副知事 総体的にきちんと見ていただきたいのです。つまり、県が持っている果実、もちろん本当は県はお金を持って果実を得たいのです。その果実の分を逆に言えば市町村に無利子でお貸ししているといてもいいぐらいのものです。それは、ただし例えば委員でも同じですけど、お借りになったら金利が高いです。果実と言っているものは金利が低いです。当然幾ら100という数字を持っていて運用したところで知れた金しか入ってこないのであれば、高い金利で借りられる市町村にその金利をなくしてあんまり入ってこないうちの果実の分を無利子でお貸しすると。

○川田委員 いや、副知事の言っている意味はわかっているのです。それは基本的なことですから、そういう計算はわかるのですよ。けれども、これだけ奈良県の経済が悪いし、預貸率も先日言っていたけれど悪いではないですか。ならば、地方公共団体がもう少しお金を借りるようなことをやっていけばお金も回るではないですか。だから経済的なところの議論が抜けているのです。だから、市町村と奈良県だけの関係で見ればそうかもしれないですけど、総務部長、首を振っておられますけど、だけれど、そういうことをやって民間の業務にまで何も介入する必要はないのではないですか。それを私は意見として言っているのです。

○松谷副知事 本当に全体的なことをごらんいただきたいのです。いやいや、だから、議論がかみ合っていないのは、もちろんお立場の地点が違うのでかみ合っていないのだろうと推測しますけれど、県が今一生懸命やろうとしているのは、例えば市町村の借入金利を统一的にやっけて安くしようと県が介在してやろうとしているわけです。そうなると、川田委員がおっしゃっていることは、市町村が安い金利で借りたら県内の経済状態が悪くなるのではないかという理屈と同じようになります。(発言する者あり) おっしゃっていることはそういうことだろうと今考えたのです。

○川田委員 やり合いやっても仕方がないけれど、そんな極論のことを言っているのではないのですよ。お金循環のことで。(発言する者あり) いや、そんなことないのですよ。

○一松地域振興部長 私からは副知事が答えている財政全体のことでなくて、川田委員がおっしゃっている金融機関との関係だけで申し上げさせていただければと思います。お

っしゃっているのは、まさに同じやるのだったら県が金利も補助して、そうしたらその金融機関がもうかるのではないかと、もうかるという言い方はちょっと悪いかもしれない。経済機会が得られるのではないかと、そういうことだと思っただけです。そこはまさに県が一般財源を毀損して、金融機関に貸す機会を与えることはもちろん一つの判断としてはあり得ると思うのですが、今まさに川田委員がおっしゃっているマイナス金利という状況が、確かに金融機関を圧迫しており今、経済政策でも求められている。だからこそ企業などに投資をしてくれ、融資をしてくれとマイナス金利をとられているわけですから、そこまでして金融機関の市町村に対する貸し出しをして、今行われているものを奪う、人間を圧迫するのなら少し問題だと思っただけですが、おっしゃっているのは恐らくそこにチャンスがあるのに県が無利子貸し出しをしていることによってその機会を逸失しているのではないかとご指摘だと思います。金融機関から川田委員はまさにそういう声を聞いているということですが、県にはそういう声はまだ届いてきていませんし、そうしますと、本当に県の一般財源を毀損するか、金融機関の貸し出し機会を与えるかという政策判断において、今こういう奈良モデルを推進させている中で貸し付けという形をとらせていただいているということでございます。

**○川田委員** 一松地域振興部長の答弁が一番わかりやすいのです。そのとおりなのですよ。私も言っているのは、今、地域振興部長がおっしゃったことの意味を言ってるわけであって、(発言する者あり)悪いとは言っていないです。だから、やるのであれば。

**○田尻委員長** 副知事、意見を言うときは委員会ですので、挙手をしていただいて、指名のもとで、個々でやりとりをされますと、議事録もできないし、委員会が成り立ちませんので、よろしくお願ひします。今は川田委員です。

**○川田委員** やるのであれば、民間の、市町村といっても企業も市町村も民間からすれば同じ金を貸す側の相手ではないですか。だから、そういった機会を奪う行為を県自身がすることではないではないですかというのが、今、地域振興部長が説明してくれた内容なのですけれど。そのことを言っているだけで、何も悪いとか悪くないとかではなく、やっている行為自体は別に市町村がそれでお金が助かるのであれば、それでいいわけであって、市町村財政も悪いのもわかっていますからいいのですけれど、私が言っているのが、今、日本銀行がマイナス金利までやった。銀行はお金を持っているけども、お金を出回せ。だけど、出回す、この間も言っていたけれど、マネーストックがふえていないわけでしょう、一回上がりかけたけれど、また落ちたわけでしょう。

だから、そういったことで、銀行の持っているお金をもっと企業などに貸せと。企業の中には市町村も入っているわけです。だから、それを別に企業と限定しているわけではない、個人でも構わないのです。これは市町村も限定する自体がおかしいのですけれど、それを貸せと、こういう政策を国でやっているのだから、だからその逆行した、効果はわずかなものです。副知事は2という効果を例えでおっしゃっておられましたけれど、この2があるからないからと言って銀行の経営が変わるわけでも何でもないので、ただ、預貸率がふえる、優良債券がふえるということは、銀行として多少リスクをとれる形になってくるわけだから、行政として税金を集めている以上、あまりそこには介入するのはよろしくないのではないですかと申し上げている意味を今、地域振興部長が代弁みたいにしてくれたのですけれど。以上です。

○松谷副知事 長くなって申しわけないですけど、私が何でこんなに反論しているかという、この予算、この事業に対して川田委員がだめですとおっしゃったわけです。何がだめなのでしょう。やり方として一つの方法としてはお認めいただいているわけですし、そのことに対してはご理解いただいていると思ってよろしいでしょうか。

○川田委員 だから、先ほどから言っているけれど、やっている行為はだめではないですよと言っているではないですか。だから、銀行の行為に対して介入するのはよろしくないのではないですかということを行っているし、前の総務警察委員会の中には、条例の解釈によって金貸しとは書いていないのだから、この基金を取り崩すのはいいのか、どうかとか、いろいろな議論があったのですけれど、そういったことをやって現在きているのですけれど、今は、銀行業務に対して介入するのはよろしくないから、お金を何というかな・・・。もうだめならだめでいいです、言っても全部そういうふうにとられるのだから。一部をとって、もうあなたはだめと言ったではないですかとか。より建設的な話をしたかっただけですけど、それはそれでもう結構です。

次、教育委員会に行きます。

(「もう終わった」と呼ぶ者あり)

○川田委員 何。

○田尻委員長 教育委員会。川田委員。

○川田委員 いや、もうこれをやっても、副知事、時間がもったいないと思ったので。また副知事。改めてそれはご教示いただきたいと思います。

それと、教育委員会にまず聞きたい。高校無償化のできない理由を前委員会で資料提出

をいただくことになっていたのですが、まだもらっていないのですけれど、その件についてお聞かせいただきたい。

○福井教育振興課長 委員から提案をいただいています無償化の理由ですが、6月定例県議会で知事から回答しているところですので、それ以降について、現在調整しているところです。以上です。

○川田委員 では、いつお出しいただけるのですか。

○福井教育振興課長 調整の後ということでご理解いただければと思います。

○川田委員 この予算審査特別委員会中は無理なのですか。

○福井教育振興課長 もう少し時間をいただければと思います。

○川田委員 わかりました。では、なるべく早くお願いしたいと思います。

教育委員会には、我々の会派からも質問がありましたが、ICTの状況です。まず端的に聞いていきたいのですが、整備率がなぜこれだけ悪いのか。悪いというのか、おくらしているのかどう言うのが適切かわからないのですが、どうして奈良県が数字が下に来てしまうのかというところからまずお聞かせいただきたいと思います。

○大西学校教育課長 高等学校におけるICTの整備については、平成18年度より情報という授業が入ったことに伴い、コンピューター室を整備するための県立高等学校の情報化推進事業を進めてきました。そのときに主にコンピューター室の設置、授業でインターネットを利用するためのネットワークの整備、コンピューター室のパソコンの整備の3点を中心に、主に生徒が使用する教育用パソコンとその環境整備を優先的に行ってきたつもりです。それに伴い、教員が使用する校務用パソコンの整備については、平成21年度の国の補正予算を利用することで整備を行ってきていましたが、近年、基本OSのサポート系の問題もあることから、予算のより効果的な執行方法を検討しつつ進めてはきています。毎年少しずつ10校程度で行ってきた入札の方法を変えることを今回も考えて、整備を進めているところですが、他の県の伸びと全国的な順位は出されていますので、その部分ではおくれをとっていると思っています。以上です。

○川田委員 しかし、どうしてこれだけ遅いのか気になるのです。我々の会派の議員もこれだけのおくれがあるから一般質問で質問をさせていただいたと思うのですが、やはり改善もしていかなければいけないし、その中におくれた合理的な理由が普通はあるはず。こうこうこういう理由で現在では追いついていないのだとか低いのだというのはあると思うのです。その点を端的にお答えをいただきたいのです。いろんな理由をつけられ

くらでもできるのです。知事のご答弁ではICTだけが教育ではないのだと、そんな話をしているのではないので、学校教育の中で、他府県に比べてのICTの設備率を見て、どうしておくれてるのか、全国よりも上げていこう、近づいていこうと言っているのです。そこは論点を変えずに、端的に教えていただきたいのです。

○吉田教育長 先ほどの学校教育課長の答弁のとおり、平成21年度の補正予算ということで、大幅に国の予算を活用しながら教員の整備率を高めようとなりました。実を言いますと、私もそれにはかかわっており、当時国の大体の整備率が57%程度で、高等学校に教員用のコンピューターを入れるときに、2人に1台あれば、先生方の授業半分は教室で行っておられるので、2人に1台あれば十分整備できるのかという思いを持って2人に1台という整備を当時したわけです。その当時で約50%になりますので、それからの整備状況がはっきり言いまして変わっていない状況がありましたので、やはり全体的な整備がどんどん高まっている中で、教員がどんな校務にコンピューターを使うことによって教員の業務も改善できるかを、やはり質も考えていかなければならないと、去年からしっかり教員用のソフトを導入するかということと、全体のパソコンの生徒用のパソコン整備と教員用の整備を一括できるような体制づくり、従来は学校単位でコンピューターを整備していましたので、場合によっては学校の要望によって無駄なソフトなどいろいろ入っていたのですけれども、それも県として一括して整備をする中で、去年から本格的に考え出して、今は耐震化の集中期間でもありますので、まず耐震化を中心にやりながらも、内部で運用しながら整備率を向上する努力を去年からしているということで、おくれた事実は否めないと思っています。

○川田委員 そのように正直にご説明をいただければ非常にわかりやすく、何か反論する気持ちがなくなってくるのですけれど。結局、いろいろあったけれども、今おけている事実はご理解されてるということで、問題はそのソフトです。私も原因はわかっているのですが、教員の皆さんが自分のパソコンを持ってこられているので、だからソフトがいろいろになります。けれど、統一して、例えば大学でも設置していたら、このソフトしか使ってはだめだとか、それがインストールされているというのでも統一されています。ただ、教育長、去年からと言っておられたけれど、1カ月あればできると思うので、そこはもう早急に答えを出していただいて、専門家に見てもらったらよくわかると思うので、そこはお願いしておきたいと思います。

まずは予算をつけないければ、教育長が幾ら、よし、私はやるぞとここで答弁をされても、

財政課長、先ほどからこちらをずっとじろじろ見ておられますけれど、財政がつかなければ当然ふやすこともできないわけです。そのあたりも考えれば、どうなのですか。我々は保護者や、周りのいろいろな人からも話を聞くけれども、奈良県をせめて平均ぐらいまで持って行っていただきたいです。教育はいい大学へ行かれています方も多し、他府県に比べてやはり先生の教え方も非常に上手なのかな。やり方がやはりプロだという感じは受けているのですが、けれど、せめて先生もよそに行けばこういうのは恥ずかしいでしょう。恥ずかしいというか、何というか、やりたいこともできないという環境も出てくるので、早急に改善をいただくように、耐震化という命に係るものと、それとこれとはまた別の問題として分けてやって、耐震化は絶対やらないといけないけれど、耐震化がなければやっていかなければいけない問題ではないですか。その点、いかがですか。財政課長、ご意見をいただけますか。

○岡野財政課長 この予算審査特別委員会の場でこのような議論があったということをも十分踏まえて、教育委員会と議論を深めてまいりたいと思います。

○川田委員 教育長、補正予算もあるので、ぜひとも頑張って、奈良県の子ども及びその保護者の代弁者だと思って財政課と交渉していただいて、やっていただきたいと思います。

次に、教育大綱についても聞きたいのですが、教育大綱の中でもICTを、進めていくことになっていますので、その中で具体的な数字、計画を立てていただきたいのです。来年に全部一気にできることはないので、まず3カ年だったら3カ年計画など、こういう計画をお出しいただきたいと思うのです。そのほかに、これは前回から聞こうと思っていたのですが、奈良県いじめ防止基本方針を出しておられ、この中で重大事態等々があれば対処していくと掲げられていますが、今の法体系の中でももちろん法によってこの方針がつけられているのですが、法体系からいってどうなのですか。今どういう取り組みをやっていかなければいけないかを、明確に段階を決めてやっていると思うのですが、アンケートもとったりしなければいけないし、その点はいかがですか。

○西上生徒指導支援室長 いじめにかかわる重大事態への対応ということでの問い合わせかと思います。法律では重大事態として、いわゆる児童生徒の命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いのあるとき、あるいは児童等がいじめによって相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。この2つのケースを特に重大事態として、その重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために速やかに当該学校の設置者、あるいは設置する学校のもとに組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事

実関係を明確にするための調査を行うものとされています。それに基づき、本県でも、まず、県立学校でそういった場合の調査に当たる奈良県立学校いじめ問題調査委員会を条例設置しているところです。それによって重大事態については県立学校では対処をしていこうとしています。以上です。

○川田委員 何かよくわからなかったんですが、いじめ防止対策推進法第28条のところはわかったのですが、事実関係を明確にするために調査を行うことになっているので、事実関係を明らかにしていかなければいけないし、法律でもいろいろ基本方針を立ててやっていくことになっていますので、そういったところも問題は明らかにしていくというところだから、明らかにしていく段階を踏んでいく必要があります。この間、名古屋市でもそういった事件がありましたけれど、非常に迅速な対応で、そういった行為をどんどん積み重ねていかれて、事実解明につなげていった経緯もあると。なぜこういったことを行うかという、子どもたちの命、大きな人権侵害、こういったものにもつながっていくことが、この法律ができた趣旨だと思うのです。きょうはこういう委員会で、体系的な、いわゆる法律的、制度的な解釈しか聞きませんが、その点は、教育長、迅速にどんどんみんな見える化でやっていただけると安心してよろしいのですか。

○吉田教育長 現在奈良県いじめ防止基本方針も策定をしていますし、法の精神や本県の基本方針の精神にのっとり、事が起こった場合には迅速に、的確に対応してまいる所存でいます。

○川田委員 いじめ防止等に向けてこのいじめ防止対策推進法の中にも心理、福祉等専門的知識を有する者の資質を向上させていこうという項目があるのですが、1点だけ聞きたいのですが、もともといじめが、そこからくる気分障害等、鬱病などを引き起こし、そういった精神的なものによって自殺、自死につながっていく事が全国の調査でも明らかになっているのです。学校は当然集団的なものを集団体制をもって人間がそれに対応できるような教育を中心的に行っていく中において、こういった鬱病などは個の病気になるので、私も今まで学校関係もかなり長くやっているのですが、いつも先生と話が合わないのはそこになってきて、やはり集団的なものの考え方になっていってしまい、臨床心理士や精神医学系の大学の先生などの話でいけば、これは個の問題だから個として取り出さないといけないという問題がいつもあって、では、そのときどうなるかという、そういった人材がなかなかいないとなってくるのです。

しよっちゅうある問題ではないから、そこにわざわざ設置しておくのもなかなか難しい

問題です。例えば香芝市ならどうしているかという、臨床心理センターをつくっているからそこはいつでも使える状態で、一般のときは一般の方が来ています。帝塚山大学でも臨床心理センターをやっておられますから、そういったところの利用形態のパイプラインをつくっていくなどということをやっていないと、なかなか集団的な対応でこういう心理的な病気を対処していくのは非常に難しいし、逆に悪くなってしまうケースも多いという実験結果が出ているのです。

自殺率でもほとんど精神障害でも統合失調症、気分障害、神経症障害と、この3つを合わせた部分で、自殺した方の中でその病気に当てはまっている方が47%ぐらいを占めるということで、これは大人も子どももそんな変わらないと思うのです。だから、そういったものもやっていく必要があると思うし、ここ近年特に気分障害に関してはすごく右肩上がりで伸びていますから、私らも研究してみたのですが、精神科、心療内科がふえたので、診察する数もふえるから当然それでふえたのももちろんあるのですが、それにしても比率から見ればやはり実際にはふえている量がすごく多いという数です。大企業では、いわゆるメンタルヘルス面の取り組みがきちんとされていますので、復職率が非常に高い傾向があることは、名古屋市で実験データで調査をされたところから、出ています。学校に復帰される子どもも一緒に、メンタルヘルスが回復しないと企業でいう復職率にはつながらないので、メンタルヘルスの対策を、集団的対応ではなくて、個別的対応をする。そのためには、専門家の臨床心理士などのパイプを今後つくっていくことが課題になってくるのではないかと思うのです。それさえできれば、そういった不慮の事故につながっていかないなど効果が必ず出ると思うのですが、その点はいかがですか。

○吉田教育長 今、中学校にスクールカウンセラーを配置しており、カウンセリングカウンセラーという専門家の先生を派遣する事業も県では持っています。ただ、どこまで市町村に周知ができているのか。それから、特に精神科の先生が非常に忙しい実態もあり、実質機能できていない可能性もありますので、このスクールカウンセリングカウンセラー事業をしっかりと充実させ、周知していきたいと思います。

○川田委員 学校の先生としゃべっていたら、スクールカウンセラーは今でも国の事業でおられることは、わかっているのです。

○吉田教育長 スクールカウンセリングカウンセラーというカウンセラーとは別のより精神科医も含めた専門家のカウンセラーがいるということです。

○川田委員 別におられるということですね。

○吉田教育長 はい。

○川田委員 学校の先生と話をしていたら、ソーシャルワーカーと臨床心理士を一緒にしていたり、わかっておられない方もたくさんいらっしゃるのです。問題は心理士の中でもいろんな形態があり、一番効果が出ているのが行動認知療法で、アメリカでも大学博士まで取らないとその免許は取れないとかいうもので、イギリスでもそうですがそういった学問があるのです。日本でもそれが今大分主流になってきているのですけれど、そのあたりにつなぐような形態をつくらないと、日本の場合だったら心理カウンセラーと名乗れば、私もあしたからなろうと思えばなれるので、そのあたりは専門的学問のバックグラウンドを調べた上でやっていただきたいと思います。

帝塚山大学でやっておられるのもいろんな形態の方がいらっしゃるのです、私が教えてもらった時はあそこは全部何でも対応できるのではないかという記憶がありますので、また調査をお願いしたいと思います。

それと、さっき教職員の話も出ていて、私もいろいろ話を聞いていたのですが、ちょうど香芝市の私の住んでいる家の隣に中学校が建ってしまっていて、いつも夜遅く通ると電気がついていて、あっ、先生方がまだ頑張っているらっしゃると感心しています。私も先生方をよく知っているのですけれども、先程部活動の問題などいろいろ議論もされていましたが、労働時間がこれだけ長いと先生方も大変です。できれば早く帰って、あした元気になって、元気に子どもと向き合っていたいただきたいのが我々保護者の願いですが、本当に遅い。本当に遅い方は遅い。誰が遅いのかは調べないとわからないですけれど。

けれど、これは、労働基準法に照らしてどうなのですか。公務員だから労働基準法は、適用されない部分もあるのですけれど。私は前、労働監督署に言ったのです、あまりにも腹が立つから。何でこんなもの言っても改善されないし、どうしたらいいのだと。そうしたら、労働基準監督署の方がおっしゃいました。いや、それは公務員の方ですよ。うちは関係ないのですよと、ぼちんと言われました。何でなんだと。それなら、この方たちはどこで守られているのと聞いたら、あなたのところの首長でと。法律もちゃんと出して説明いただいたのですが、第何条か忘れたけれども、公務員に限っては労働基準監督署の権限を長に委任しているらしいのです。労働基準監督署のその仕事を長がやらないといけません。ならば、これをやってないということは、その長が今度は問題だということになるのですかと聞いたら、そのとおりですと言われたのです。先ほどの問題からいえば、これは長が任命権者に当たるのか、首長が当たるのか、私はそこの記憶がないので、言い

切ることはできないのですが、けれどそれだけの教育委員会の中で、学校の先生がそれだけ遅くまで働いていらっしやって、労働基準法で最低限度は決めている分ですから、緊急事態があった場合には対応させることができるけれども、それ以外に60時間以上働くのならお金もたくさん出さないといけませんよね。そういったことから考えれば、その辺のチェック体制や記録、どういった調べをやってどういった記録をつかったのかを全部つけていなければ、訴えがあるのに、何もやっていないことになれば、それは責任を果たしたことになると思うのです。そのあたりは、教育長に聞いてもあれなので、どうなのですか。

○吉田教育長 私も部活動の指導をしていました。教員の勤務は、勤務時間と、部活動業務とに分かれています。ですから、土日に部活動の指導をするときには、それは勤務ではなくて、勤務時間に入るのではなくて、特殊業務手当という業務手当をもらって、その業務に携わることになります。ただ、労働安全基準法の本質によりますと、やはり業務が月80時間を超えたり、100時間以上を超えますと、産業医に面接ができるとか、あるいは校長自身がその業務を勤務にどの程度教員が携わっているかを把握する必要があると思います。例えば土日に部活動の練習をしますと、特殊業務手当の届出を出しますので、何時から何時まで部活動指導に当たったかという時間数はわかるようになっています。それらの時間を適正に管理するのはやはりまずは校長になるかと思っています。

○川田委員 校長に指導者責任があるという解釈でよろしいのですね。

○吉田教育長 まず、はいそうです。

○川田委員 そういふことですね。だから、今のままでいいのだというのであれば、何も変わらないと思うのですが、それを改善していこうと思えば、何か考えていかないといけないのではないのですか。それが先ほどいろいろな意見も出ていましたけれど、クラブのサポート員をもっと拡充して入れていくなど、いろいろな案が出てくると思うのですけれど、その点はいかがですか。

○吉田教育長 部活動の指導を専門にされている先生がそういった業務に携わっていただいて、子どもの達成感も含めて充実したものを子どもたちにもたらししている現状があり、それを分割して、例えば一つのクラブに校務分掌上顧問を3人割り当てる学校もあります。ただし顧問の専門性が高いと、やはりその先生中心に部活動をすることによってチーム力や、団結力、達成感もどんどん子どもにとっては味わえる。それを分割して部活動の体制づくりをするということは正直にいいまして、それをするのがいいのか、そうすべき

かどうかということも含めた議論が必要になると思っています。

○川田委員 その意見も当然わかるので、全く否定しているわけではないのですが、たまたま私の家の前の方が大阪の学校の方で、仲がよいのでしょっちゅうしゃべるのですけれど、クラブも教えておられて、本当に休みがないのです。本音で述べられていたのが、ふらふらだと。だけれど、子どもたちがいるので行くのだと。けれど、たまに、休みたい日や、そのときに融通がきくような程度でも全然違うのだとおっしゃっていたので、それなら今教育長がおっしゃっていた方針とも余り変わらないと思うし、先生の心身にも負担が減るような形になると思います。それはまた今後来年度の活動の中でご検討いただいて、再来年の予算には、載っているとだけお願いしておきたいと思います。以上で終わります。

○荻田委員 それでは、私から質問をさせていただきたいと思います。

まず、荒井知事が就任してから、市町村支援のあり方に、特に力を入れていただいて、39市町村、それぞれの温度差はあるものの、何としても奈良県政として市町村支援、特に市町村の財政力、いろんな意味でのレベルアップを図っていこうという思いで、知事の政治判断に基づいて、この市町村支援をやっていただき、奈良モデルはまさにそのとおりでらうと思います。

ここに至った私の考え方では、まずは一つは平成の大合併がありました。これが道半ばで頓挫してしまったような感じ。もう少し市町村を合併しておけばよかったのではないかという思いが今になってしています。なお、さらに2040年には半分以上が、人口が3分の1、あるいは2分の1になる、あるいは7割減となるところもあって、まさに自主財源は全く途絶えてしまっていく町村があるようです。そのことは今国は地方財政でも市町村支援のあり方については過疎債、あるいはそういった厚遇をしながらも対応している実態ではないかと、思ったりします。殊さらに人口減少が類を見ないスピードでやってくる。片や自主財源が乏しくなっていく。奈良県としては一番頭の痛いところを、知事は政治主導を発揮をして、市町村の支援に向かって全力投球をしていただいていると思っています。

そこで、この今国において、特に石破創生担当大臣では、地方版戦略に向けてそれぞれ全国の市町村からまち・ひと・しごと、好循環型のいわゆる地方創生に向けて地域の活力が寄せられるようなアイデア、あるいはまた施策、こういった論文を発表してもらいたいということです。既に石破大臣も地方創生担当大臣になって2年近くになるのですかね。

地方創生をしっかりとやろうという中で、現状、それぞれの市町村でいろいろな事業を、こういった事業やろうではないか、こういうことをすれば人口がふえるだろうというものがあるならば、石井市町村振興課長からお答えください。

**○石井市町村振興課長** 委員がお述べのとおり、人口減少、少子高齢化対策に取り組むため、市町村においては、今年度中に地方人口ビジョン並びに地方版総合戦略を策定し、地方の特性に即した地方創生の政策を打ち出しているところです。既に策定済みの団体、今現在の手元にある資料では、12月末現在13団体が策定済みです。その策定済みの団体の戦略の特徴を申し上げますと、北西部の平野部の団体の多くでは、人口の現状分析の結果、社会増減よりも自然増減の影響が大きく、合計特殊出生率を上げる取り組みがより有効であるとして、子育て支援や女性の就労支援などを進めていかれようとしています。具体的には、テレワークなどの取り組みによる多様な働き方ができる仕組みづくり、また、妊娠前から出産、子育てに至るまでの切れ目ない一貫した支援体制の整備など、国の交付金の活用も視野に入れつつ進めることとしています。

一方、特に過疎化、少子高齢化が進んでいます南部、東部の市町村については、より多くの問題を抱えておられ、転出の抑制、また、交流、移住、定住の促進を図る施策を展開しようとしています。具体的には、農産物等のブランド化、生産拡大の推進、林業、木材産業の推進など、仕事づくりにより、転居せずに住み続けられる地域づくりを進めるとともに、移住の促進、観光資源の発掘や活用等による交流、移住、定住の促進を進めるとされています。

県としては、今後も市町村の特性に応じた人口減少、少子高齢化対策を支援するため、市町村に足を運び、意見を聞きながら、情報共有や先進的事例の情報提供等に努めていきたいと考えています。以上です。

**○荻田委員** 現在、13団体がいろいろ施策を発表しておられるということです。地方自治体が元気になることが一番大事かと思います。そういった中で、一つは簡単な話ですがけれども、現在、大阪府田尻町で、20歳から39歳の女性の人口が3.8%増になったと。そのことによって、子育て支援施策が充実し、財政安定化につながってきている事例があるようです。この地域は、関西空港が一つのエリアになっていますから、財政出動は国からの支援もあるし、あるいは固定資産税等々もあるように思いますから、この20歳代から40歳代という40歳までの間は、やはり子育てがしやすい、あるいは住みやすい、そういった若者が定住をするようなまちではないかと、推測をしているわけです。

それを置きかえていきますと、私も代表質問でも申し上げましたけれども、わずかこの地域から20分ぐらいのところへ行きますと、人口がどんどん減ってきている。小学校、幼稚園も統廃合になっているという実態もあります。まさに公的な施設もその地域にはなくなってしまう状況で、人が集まってよりどころにする施設が全くないという実態ですから、ますます疲弊していくと思っています。そういう状況を鑑みますと、何かやはり点になる施設を、集客、あるいはにぎわう、そういった点のまちづくりがあつてしかるべきかと思うわけです。だから、そういう意味での地域振興部の、市町村の支援というのは、県庁それぞれの各部のいろいろな知恵を出し合つて、それぞれの市町村に合ったアイデアをご提言をされるのは私はいいいことだと思うのですけれども、松谷副知事、どうお考えですか。

**○松谷副知事** おっしゃっていただいているとおりでと思います。おっしゃっていただいているように、地域特性は、市町村ごとにありますし、それに応じたまちづくりはやらせていただきたいと思っています。先ほど来少し話になっていましたけれども、奈良モデルとして県が応援させていただいているそれぞれの事業についても、もちろん個性あるまちづくりをさせていただいていますし、そういう方向で頑張らせていただきたいと思っています。

**○荻田委員** やはり県庁力という皆さん方から知能を、いろいろな知恵を出し合つて、それぞれの市町村に合う形の施策を提言していただくことも大事かと思っています。知事は、市町村がなかなかワーストワン、ワースト10とって、財政力がどんどん落ち込んでいるものですから、何とか底上げをして現状を打破していくため市町村支援、先ほどからもお話がありましたが無利子で貸し付けをする。いろいろな負債債権を高い利息で借りているものを借りかえをしたり、それによって財政力が少し上がるという手法を用いながら、国にいろいろ危険水域だよ、このままでは市町村は成り立ちませんよ、そんなことを警鐘を鳴らされるものですから、あえて知事はされているものと思っています。何といてもやはり市町村の自主、自立です。市町村がそれぞれの思い切ったまちづくりを展開をされるように、より一層県としていろいろな知恵や指針を示しながらも、市町村が繁栄できるような道筋を考えてあげてほしいと。これはまた、総括でも知事にお聞きしますから、善処を皆様方をお願いをしておきたいと思っています。

それから、長らく南部東部振興監、ご苦労様です。長い間お務めいただいて、少しは早く県庁へ帰れたらと思っておられませんか。本当に復旧、復興に全力を挙げていただいて、

南部東部振興監にはご苦勞をかけたという思いがあります。これもやはり知事が先頭にたって頑張っていたからこそ、いわゆる被害に遭われた十津川村をはじめとする災害に遭われた地域には、復旧、復興について随分改善されたと思います。しかしながら、今、南部東部振興監として、南部地域、東部地域の事務を預かる責任者として、まだ足りないところがあればお話いただければと思います。

○辻本南部東部振興監 水害の後、復旧、復興に取り組むということで、私の前任の職ができてすぐに水害があったわけで、南部振興の立場としては、その水害からの復旧、復興を第一に考え、3年間頑張らせていただきました。皆さんのおかげをもちまして、昨年3月には生活再建ということで仮設住宅からは全て帰宅いただいたと。それから、道路等のハードについても、若干残っていますけれども、本年度中にほぼ完了の見込みが立っています。

復旧の次の段階にということで、昨年4月から新たな振興基本計画に基づいて、復興から地域振興へと新たなステージというキャッチフレーズ的なもので実施していますけれども、ただ、例えば先日公表された国勢調査の速報値でも、県全体でも人口が2.6%減少しています。この地域では10%以上、10.5%の減少で、他の地域よりも大きな課題があるのは先ほど石井市町村振興課長から申したところです。その辺をどうしていくかについては、先ほどの委員の言葉をおかりすると、地域の特性に応じていろいろなことを考えていかなければならないということで、南部地域、東部地域の支援員が19市町村それぞれ担当を持っており、いろいろなところを回っています。その中からいろいろな課題を探してくるというか、地域の方、市町村の方と話をする中でいろいろな仕事が見つかってきていますので、それを解決していきます。

大きくは本当は人口をもとに戻したいというのがあるのですが、それは日本全体としてはかなわぬ話で、この地域をどうすれば持続可能な地域としていけるのかということです。特にその人口にしても、減っていくのは仕方がないにしても、人口の構成として、働き盛りの方々が本当に少なくなっているのです、それを外からの力もかりてやっていきます。それから、今おられる方の生活を支援をしたいということで、例えば支援員の話の中から出てきたのが、まだ概要ですけれども、安心して住み続けられる地域づくりのための補助金ということで、移動用の車や、買い物支援の車を買うなどをやらせていただいています。本当に細かいことをこつこつと積み重ねることによって、この地域が、持続可能な地域となると思っていますし、市町村の方々は、まだまだ全然諦めておられません。昨年

の増田レポートが出たときには、ちょっと何やというところもありましたけれども、何くそというのが皆さんのお考えとと思っていますので、寄り添いながら本当に支援させていただけたらと思っています。

**○荻田委員** 私どもの議会の中でも南部振興議員連盟もありますし、南部・東部地域振興対策特別委員会もあるわけで、いろいろなところで情報の交換、県の思う施策、委員の側の発言によって、より一層この地域がボトムアップされることは非常にいいことだと思います。こういう表現はどうかと思うのですが、脆弱な町村を抱えるこの南部地域、大変だろうと思いますが、今、南部東部振興監がおっしゃるように、何くそと、こういった思いでそれぞれの首長が前を向いて頑張っているという強い発信力をお持ちいただいていることは、私もほっとしているわけです。これからの人口動態変化によって、市町村の財政力や、あるいは立ち位置が、これから10年間が一番大事だと思っています。懸命に任務に当たっていただく知事を先頭に頑張っていただければと、思います。

それから、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の182ページの新規事業で、県、市町村有識者による検討委員会を設置をして、今後の奈良モデルのあり方について検討するとともに、国機関への提言や県内外への情報発信を行う、有識者によっていろいろやるということですので、きょういろいろな奈良モデルや市町村支援のあり方についてもお話が出ました。こういったことについても忌憚のないご意見の集約をしていただければ一番いいのかと思います。

それから、話は変わるのですが、教育委員会への質問をやめておこうと思ったのですが、時間が少しありますのでさせていただきます。

実は私の近くに県立添上高等学校があります。そこにスポーツサイエンス科といういわゆる特進の体育、競技力が非常に秀でていらっしゃる方々を集めて、国民体育大会や、世界大会や、全国大会などに各種目別に奈良県の選手だと、しっかり頑張っているところを見せようではないかと今日まで頑張ってきていただきました。いいときもあったのですが、端的に言って今添上高等学校に限ってどうなのですか。

**○沼田保健体育課長** 県立添上高等学校スポーツサイエンス科について激励もいただき、ありがとうございます。県立添上高等学校スポーツサイエンス科においては、生徒一人ひとりが3年間を通じて授業カリキュラム及び運動部活動に積極的に継続的に取り組む中、将来のトップアスリート、また、保健体育科の教員、スポーツ指導員やトレーナー、こういった職業につくことを目指して日々努力をしています。委員がお述べになりましたよう

に、わかくさ国民体育大会、昭和59年あたりから特に陸上部、レスリング部は全国優勝を個人、団体とも数多く重ねてきました。そして、世の中にトップアスリートとしてオリンピックや世界大会といった大きな大会にも出場する、そんな選手を育成してくれた部活動です。残念ながら、現在、そういった選手の輩出はこの10年でできていない状況です。しかしながら、その伝統を何とか受け継ごうとして、日々の練習頑張っている状況です。以上です。

○荻田委員 学校の統廃合によって高等学校も若干縮小し、少なくなってきたのですが、先日も王寺工業高等学校のボクシング部の選手を、テレビでやってましたがなかなか頑張っているという思いとともに、それぞれのやはり指導者がいいのです。奈良朱雀高等学校もご多分に漏れず、フェンシングの教室がありますが、ボクシング部のところを間仕切りして、非常に狭いのです、教育長。あれでは本当にアスリートを育成といってもなかなか輩出できないのではないかと思います。過保護かもしれませんが、やっぱり伸び伸びと運動能力を高めていくには、もう少し奈良朱雀高等学校のあの場所を改善していただく余地があるのではないかと思います。

それから、これから2020年東京オリンピック・パラリンピックがあるわけですがけれども、若い子に夢を、活力を、そういう中では、私は指導者としてもっと指導力のある先生を、教育委員会へ呼んでいただいて、奈良県教育委員会の先生として教職として現場で頑張っていただけるような形づくりを、採用のときによくよく考えて、今申し上げた二、三点について、教育長からご意見をいただきたいと思います。

○吉田教育長 私は常々申し上げていますように、教育の成否はやはり教員にかかわるところが非常に大きいと思っています。これは小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を問わず、やはり教員の力が子どもに与える影響は物すごく大きいです。委員がおっしゃるように、できない子どもができるようになったり、子どもが不可能であったものが可能にできるように、それから、子どもに夢を与えられるような教員に育てほしいと常々思っています。初任者の研修から1年間の研修を3年間の制度に制度変更をしたり、10年間かけて教員をどのように育てるかも、今考えています。

施設設備についてのご意見もいただきましたけれども、フェンシングに関しては従来からも聞いており、学校長とも協議をしながらどのように改善できるのかも相談をさせていただいたところで、いずれにしてもやはり教員の力は大事ですので、いい教員をしっかりと育てる教育行政に取り組みたいと思います。

○荻田委員 それは物足りません。人的な支援はしようと、物的な支援は道半ばであるよと、こんなところですか、教育長。平等な対応をするべきだと思うのです。あなたが教育長をもっと早くしていたら、わかった、それはそうですね、別々にしましょうとなっていたのかもわかりませんが。今の感じでは非常に生徒には、選手には気の毒です。もう一度、考え直してみようという気はないのですか。

○吉田教育長 いつも子どもにいい環境を提供できるように考えているのですけれども、校長とも話して、部員がふえればどこで練習をすればいいのだろうとか話はしていました。今すぐ施設をどのように改善するかにはまだ思いは至っていないと。なかなかあの施設を広くするのは難しい状況です。

○荻田委員 それは簡単なことです。お金さえ出せば幾らでもできます。私は失礼な話ですけれど、工業系ですから、あそこは旋盤などは日本一ぐらいの整備になっています。だから、本当に優秀な人材を輩出をしていこうと思えば、そういうことも必要ではないかと申し上げているのです。私も強い要望を教育長にしますので、新年度は調査をするなり、いろいろな形づくりをしてほしいと、要望しておきたいと思います。

それから、添上高等学校は今度110周年になるのです。もう一度原点に立ち返ることも大事ですから、ひとつお取り組みを教職の優秀な指導者をもう一度、せっかくスポーツサイエンス科があるのですから、優秀な選手をそろえて全国的に奈良県を売り出したいという思いですから、しっかり教育長は陣頭指揮をしてください。それだけはぜひお願いします。

いろいろ申し上げましたが、ぜひ皆さん頑張ってくださいよう願いをして、終わりたいと思います。

○田尻委員長 審査の途中ですが、しばらく休憩をいたしまして、3時15分再開いたします。

15:02分 休憩

15:16分 再開

○田尻委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○井岡委員 三、四年ぶりの予算審査特別委員会です。質問させていただきます。

市町村共同資金調達支援事業と新規事業をされましたけれども、こういうことをされる理由を聞きたいと思います。

もう1点は、文化会館・美術館の周辺県有施設除去事業です。今回は除去事業なので県

単独事業費で100%やるということですのでけれども、今後の建てる時の資金はどのような資金を使われるのかお聞きしたいと思います。

○石井市町村振興課長 市町村共同資金調達支援事業についてお答えします。この事業については、基本的市町村財政支援の一環として取り組むもので、市町村における資金調達力の強化に向け、市町村職員の金融リテラシー向上のための研修会の開催や市町村が有利な条件で民間資金を調達できるフレームを検討し、その構築に取り組むことを目的とした事業です。事業の効果として考えていますのは、市町村職員が正しい金融知識を理解した上で、民間金融機関との間で借入れ条件の交渉に臨めること、また、団体によってまちまちとなっている償還条件について、ある程度そろえることや、また、借入れ規模を大きくすることにより、金融機関側にとっても団体に対し有利な条件を出しやすい環境が整うことが期待できると考えています。事業の実施に当たっては、市町村や金融機関へのヒアリングなどを通じて、関係機関と十分に調整を図りながら進めたいと考えています。以上です。

○竹田文化資源活用課長 文化会館、美術館、また、周辺整備の今後の計画等々の財源についてのご質問です。来年度については、文化財発掘調査と、また、県有3施設の除却ということで、予算案で計上していますけれども、全体の文化会館、美術館、そしてまた周辺の整備の全体事業費は、まだ現在のところ財源の見通しが立っていない状況です。今後財政運営の中で検討を進めていきたいということです。以上です。

○井岡委員 市町村共同資金調達事業から言いますけれども、理由はわかりますが、そんなこと言われなくても大きなお世話だと思っておられる市町村も多く、県内に大きな指定金融機関もありますし、中小の信用金庫もあります。その中でやはり銀行が結構売り込みをしている。営業が一番借りてほしい起債の一番借り受けしてほしいというのが一番競争をしておられる中で、あえてこういうことをされるのはどこか苦しい市町村でもあるのかと。それから、県内の大手の指定金融機関では県内で一律に利息をそろえているようには聞いています。ただ、県外の地方銀行は結構安い利息で攻勢をかけているみたいですし、また、信用金庫でも、ある信用金庫から一生懸命今そのほうに頑張っていると聞いています。その中で、なぜあえてことしにそういうことをされるのか疑問で、どこかしんどい市町村でもあるから助けてあげようという意味もあるのかということ、もう一度お聞きしたいと思います。

○石井市町村振興課長 今年度、各市町村の昨年の5月末時点での借入れ状況といろいろ

ろと聞き取りやヒアリング等、させていただいた中で、借り入れ条件にもよるのですけれども、借り入れ率にかなり差があるということ。さらに私は、昨年4月から市町村振興課長を拝命していますが、その中で団体によって借り入れに関するいろいろな金融知識を持っている職員も少ない中で、言葉は悪いですけど、銀行の言いなりになってしまうところもあるので、県のサポートがあれば助かるという声も実際に聞いたところです。そのようなこともあり、共同調達支援ということで取り組もうと考えています。先ほどもお答えしましたが、事業の実施に当たっては、あくまでも関係機関、金融機関や市町村のヒアリングなどを通じて、十分に調整を図りながら慎重に進めていこうという考えです。

**○井岡委員** なぜ今さらやるのか少し疑問に思っていますけれども、そもそも先ほどからいろいろな市町村の財政状態のことを議論されていましたが、私はもともと三位一体が大好きではないけれど、あのとき地方交付税を絞ったのですが、結構今余ってきているというので、やはり自主財源が必要で、自立が大切なのかとずっと思っています。例えば先ほどの貸し付けの話ですが、県が貸し付けをするのだったら、銀行が貸し付けして、そこに債務保証を県が付けてあげるとか、利息を補填してあげるのでしたら私もまだ理由はわかるけれども、基本的にそこまで助ける必要があるのかということも思っていたのと、今の銀行は多分現場では大変営業を盛んにされておられます。首長が変わると同時に各金融機関が営業に行って利息を下げます、下げますと言っておられます。ただ、そこまでやってない、例えばいい企業があつたら悪い企業があるように、財政が厳しい企業もあるから利息も違うのかどうかわかりませんが、その辺もよく酌み取らないと、県内にも大手の金融機関もありますし、指定金融機関が庁舎内でも従業員を外向させてまでやってるところもありますし、給与振り込みなどいろいろな条件等もありますので、その辺を気をつけて、やっていただきたいと思っている次第です。

それから、先ほどの文化会館です。たしか柿本前奈良県知事がこつこつためておられた文化振興基金を、荒井知事になって医療に流用されたと記憶をしています。たしか何億、10億円ぐらいでしたか、一応金額を教えてくださいませんか。

**○竹田文化資源活用課長** 詳しい資料はちょっと手元にございませぬのですけれども、当時160億円余り。

**○井岡委員** 160億円か。

**○竹田文化資源活用課長** はい、160億円余りの基金を積み立てていたとメモしています。以上です。

○井岡委員 本来ならその160億円が、ここに生かされるのかと思いますけれども、実はおとし中央官庁に県から一緒に知事と陳情に行き、この文化会館のことについて国から補助をもらいたいという陳情に行きながら、たしかあのお金を前に使っておられたと記憶しており、何でこんなことをしているのかと思いました。県費100%になると大変厳しいので、財源をぜひとも国からとってきていただきたいと思う次第です。

厳しい質問ばかりですけれども、以上で終わります。

○田尻委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がなければ、これをもって地域振興部、南部東部振興、教育委員会の審査を終わります。

明3月16日は、午前10時より観光局、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行います。

なお、きのう委員から請求のありました資料が整っている資料について、これからお手元にお配りさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これもちまして本日の会議を終わります。